

平成 29 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

3 月 7 日開会～3 月 10 日閉会

富岡町議会

平成29年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月7日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	6
○欠席議員	7
○欠員議員	7
○説明のため出席した者	7
○事務局職員出席者	7
開 会（午前10時00分）	9
○開会の宣告	9
○開議の宣告	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸報告	10
○議案の一括上程	14
○提案理由の説明及び一般町政報告	14
○一般質問	20
堀 本 典 明 君	20
遠 藤 一 善 君	30
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	38
○教育長就任の挨拶	42
○散会の宣告	61
散 会（午後3時12分）	61

第2日 3月8日（水曜日）

○議事日程	65
○本日の会議に付した事件	65
○出席議員	66
○欠席議員	66

○欠員議員	6 6
○説明のため出席した者	6 6
○事務局職員出席者	6 7
開 議 （午前10時00分）	6 8
○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○会議録署名議員の指名	6 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 8
○散会の宣告	1 2 8
散 会 （午後 3時04分）	1 2 8

第3日 3月10日（金曜日）

○議事日程	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 2
○欠席議員	1 3 2
○欠員議員	1 3 2
○説明のため出席した者	1 3 2
○事務局職員出席者	1 3 3
開 議 （午前10時00分）	1 3 4
○開議の宣告	1 3 4
○議事日程の報告	1 3 4
○会議録署名議員の指名	1 3 4
○追加議案の提案理由の説明	1 3 4
○日程の追加	1 3 5
○議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて	1 3 5
○副町長就任の挨拶	1 3 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第48号 工事請負契約の変更について	1 5 6
○委員会報告	1 5 8
○動議の提出	1 6 1
○閉会の宣告	1 6 2
閉 会 （午後 1時10分）	1 6 2

平成29年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成29年3月7日(火) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告
- 7、委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 6号 専決処分の報告について
- 議案第11号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第12号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定について
- 議案第13号 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について
- 議案第14号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 富岡町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 2 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 2 4 号 不動産の取得について
- 議案第 2 5 号 動産の処分について
- 議案第 2 6 号 動産の処分について
- 議案第 2 7 号 工事委託協定の一部変更について
- 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 発議第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 議案第 1 1 号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 1 2 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 9 年度の町税等の減免に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 富岡町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 2 4 号 不動産の取得について
- 議案第 2 5 号 動産の処分について
- 議案第 2 6 号 動産の処分について
- 議案第 2 7 号 工事委託協定の一部変更について
- 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 1 号 平成 2 9 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 4 2 号 平成 2 9 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第 4 3 号 平成 2 9 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 4 4 号 平成 2 9 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 5 号 平成 2 9 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 4 6 号 平成 2 9 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告
- 7、委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 発議第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
報告第 6 号 専決処分の報告について
議案第 1 1 号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 9 年度の町税等の減免に関する条例の制定について
議案第 1 3 号 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について
議案第 1 4 号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 7 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 9 号 富岡町税条例等の一部を改正する条例について

- 議案第 2 0 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 2 4 号 不動産の取得について
- 議案第 2 5 号 動産の処分について
- 議案第 2 6 号 動産の処分について
- 議案第 2 7 号 工事委託協定の一部変更について
- 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
報告第 6 号 専決処分の報告について
議案第 1 1 号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 1 2 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 9 年度の町税等の減免
に関する条例の制定について
議案第 1 3 号 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について
議案第 1 4 号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例について
議案第 1 5 号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について
議案第 1 7 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 1 9 号 富岡町税条例等の一部を改正する条例について
議案第 2 0 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 2 1 号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
議案第 2 2 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることにつ
いて
議案第 2 4 号 不動産の取得について
議案第 2 5 号 動産の処分について
議案第 2 6 号 動産の処分について
議案第 2 7 号 工事委託協定の一部変更について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 渡 辺 英 博 君 | 2 番 | 高 野 匠 美 君 |
| 3 番 | 渡 辺 高 一 君 | 4 番 | 堀 本 典 明 君 |
| 5 番 | 早 川 恒 久 君 | 6 番 | 遠 藤 一 善 君 |
| 7 番 | 安 藤 正 純 君 | 8 番 | 宇佐神 幸 一 君 |
| 1 0 番 | 高 野 泰 君 | 1 1 番 | 黒 澤 英 男 君 |
| 1 2 番 | 高 橋 実 君 | 1 3 番 | 渡 辺 三 男 君 |
| 1 4 番 | 塚 野 芳 美 君 | | |

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	齊 藤 紀 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
参 事 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 臣 克 君
参 事 兼 総 務 課 長	伏 見 克 彦 君
企 画 課 長	林 紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶 雅 弘 君
参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	猪 狩 隆 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
参 事 兼 安 全 对 策 課 長	渡 辺 弘 道 君
参 事 兼 産 業 振 興 課 長	菅 野 利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
教 育 総 務 課 長	石 井 和 弘 君
い わ き 支 所 長	小 林 元 一 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
統 括 出 張 所 長	三 瓶 直 人 君
参 事 兼 生 活 支 援 課 長	林 志 信 君
総 務 課 長 補 佐	遠 藤 博 生 君
復 興 推 進 課 長 補 佐 兼 除 染 对 策 係 長	坂 本 隆 広 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議事	会務	事務局	局長	志	賀	智	秀
議庶	会務	事務係	局長	大	和	田	豊
議庶	会務	事務係	主任	藤	田	志	穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る2月28日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から10日までの4日間とし、9日は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成29年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成29年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 渡 辺 高 一 君

4番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(塚野芳美君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10日までの4日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの4日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

28監第20号、平成29年3月7日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1) 平成28年11月、12月、平成29年1月分、(2) 一般会計及び特別会計、(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。12月20日、平成29年1月23日、2月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙は朗読を省略いたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第1号、平成29年3月7日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 3月定例会の会期及び日程について、(3) 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、(4) その他、①一般質問について、②その他、審査報告書（請願の審査結果の報告）

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成29年2月28日午前9時15分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議会事務局

長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、人事案件1件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件9件、同意案件1件、財産(不動産・動産)の取得または処分案件3件、工事請負等の変更案件1件、補正予算案件9件、当初予算案件10件、合計37件。(2)3月定例会の会期及び日程について、3月定例会の会期日程については、会期を3月7日から10日までの4日間(9日は休会)とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②その他、両常任委員会で審査した請願の結果報告について、産業復興常任委員長が3月定例会で報告することに決した。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) おはようございます。報告第2号、平成29年3月7日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第189号の編集について、(2)その他、第4回、(1)とみおか議会だより第189号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、記載のとおりでございますので、省略いたします。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより189号の編集について。とみおか議会だより189号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、成人式実行委員長の遠藤裕也氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第189号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第189号の最終校正について、議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第3号、平成29年3月7日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年11月・12月・平成29年1月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載されたとおりでありますので、ご一読お願い申し上げます。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成28年11月・12月・平成29年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、避難指示解除が間近に迫っているため、原子力発電所内で起こった事象については、今まで以上に正確で迅速な情報公開をするよう要望が出された。また、原子力発電所から5キロメートル圏、10キロメートル圏をしっかりと把握し、万が一の事故に早急に対応できる体制と情報伝達の手段を構築するよう要望が出された。3、その他、財物賠償の残り6分の1の支払い時期に関する質問などが出された。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、総務常任委員会並びに産業復興常任委員会の両委員会に付託し、合同で審査していただいております請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書の審査結果について、両委員会を代表して産業復興常任委員会委員長より報告を求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。私から代表で報告させていただきます。

報告第6号、平成29年3月7日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書。

2、審査の経過。審査の経過は、記載してあるとおりでございますので、お読みください。

3、審査の結果。請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書。本件については、紹介議員の説明を求め、慎重に審議し、採決した結果、全会一致で不採択とすることに決した。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま産業復興常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書についての件を議題といたします。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 避難指示解除時期に対する町の判断に関する請願書についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。この請願は委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数。（賛成11名 反対1名）

よって、この請願は委員長の報告どおり可決されました。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成29年第3回富岡町定例議会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案

につきましてご説明を申し上げます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から間もなく6年が経過しようとしております。町民の皆様への長い避難生活の中での心身のご苦勞は言葉に尽くせぬものであり、改めて心よりお見舞い申し上げます。

さて、我が町は平成29年4月の帰還開始目標を掲げ、さまざまなご支援のもと、町内のあらゆる環境整備を前に進めるとともに、全国に避難する町民の皆様とふるさと富岡とのつながりをより深め続けるべく、町内外に目を向け、この複合災害からの復旧・復興、そして再生に懸命に取り組んでまいりました。

加えて、今年度は夏、秋2回の町政懇談会、25回を数える少人数単位の住民座談会、そして国主催による住民説明会など、より多くの町民の皆様の声を直接お聞きするとともに、帰町検討委員会や除染検証委員会などの第三者委員会においても、客観的な評価や除染効果の検証などを行ってまいりました。また、議会においてさまざまなご意見を頂戴し、深い議論を交わしてまいりましたことは言うまでもありません。

私といたしましては、これまでの経過や議論を踏まえ、町内の生活環境が一定程度以上の状態になっていること、一刻も早くふるさとでの生活を望まれる方々がおられること、避難指示解除後においても国が支援の継続を約束していること、そして何よりもこれ以上の避難指示の継続はふるさとを未来につなげていくことをより困難にするものと考え、帰還困難区域を除く当町の避難指示を平成29年4月1日に解除する判断をしたところであります。加えて、昨日は復旧工事が完了したここ富岡町役場本庁舎においての業務を6年ぶりに再開いたしました。また、同日午後には国より高木原子力災害現地対策本部長、福島県より鈴木副知事と、避難指示の解除後も継続して国や県、町が一体となって生活環境の整備などに取り組むことなどを記した富岡町の復興・再生に向けての確認書を取り交わし、署名いたしました。この場をおかりしまして、皆様にご報告いたします。

避難指示の一部解除に当たっては、ご不安やご懸念の声もいただいております。私としてはこれらのご意見もしっかりと受けとめながら、町内生活環境のさらなる充実を図り、さまざまな不安の払拭に向けたさらなる取り組みを切れ目なく推し進めることが何よりも重要と考えております。

こうした中であって、私はふるさとへの愛情とふるさとを取り戻す信念のもと、これまで以上に全力で取り組む覚悟を持って、このほどこの夏に予定される町長選挙への立候補を決意したところであります。町は、復興・再生への大きな一歩を今まさに踏み出そうとしています。本来あるべき姿、魅力あるふるさとを取り戻すには、これまで積み重ねてきた施策をスピード感を保ちながら持続的・発展的に進めるとともに、新たな産業の集積など未来の世代に引き継ぐ中長期を見据えた事業にも積極果敢に取り組んでまいらなければならない必要があります。

平成29年度の一般会計当初予算につきましても、一部避難指示解除と町民の皆様への帰還開始、さらには民間活動のさらなる活性化などを見据えつつ、これまで進めてきたふるさと富岡の復興と心の復

興をさらに具現化すべく、過去最高の規模となる約199億円の予算編成としております。議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、12月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、表彰式及び賀詞交歓会につきましては、去る1月20日にいわき市のパレスいわやにおいて、議員の皆様初めご来賓の皆様ご臨席のもと、約190名のご参加をいただき開催したところであります。

次に、復興の集いについてご報告いたします。昨年まで広野町の会場をお借りして開催してまいりました復興への集いにつきましては、今年はいよいよ会場を町内に移し、帰町開始に係る式典、夜の森の桜並木を散策し観賞する催し、これらを富岡町復興の集い2017として4月8日に開催いたします。式典につきましては総務課、イベントについては産業振興課が主たる所管となりますが、本町を代表する行事であると同時に、今回は避難指示解除後に町内で開催する最初の大きな行事でもあり、また間もなく復旧工事が完了する文化交流センター学びの森のこけら落としも兼ねることから、全庁的な事業として取り組んでまいります。議員の皆様につきましては、後日改めてご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰還困難区域再生ビジョンについてご報告いたします。これまで町は当該区域に関する行政区民との意見交換や再生に向けた意向調査など、ビジョン作成の参考とする調査を実施しており、あらゆる再生の可能性を検討しております。国においても帰還困難区域の復興・再生に係る福島復興再生特別措置法の一部改正法案を今国会に提出しており、間もなく審議が開始される予定であります。これまでも繰り返し申し上げておりますが、私は帰還困難区域の再生なくして富岡町の復興はないと考えており、町といたしましても今年度末までには再生の基本理念やその方向性を取りまとめ、関係する皆様にお示ししたいと考えております。さらに来年度は、当該区域全体の整備方針を取りまとめ、具体的な復興拠点の範囲や再生工程などを策定してまいりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、まちづくり会社とみおかプラスについてご報告いたします。昨年10月から設立準備を進めておりましたまちづくり会社は、1月17日に一般社団法人とみおかプラスとして設立いたしました。この場をおかりしまして、議会初め関係各団体の皆様に改めて感謝申し上げます。現在はさくらモールとみおか内での事務所開設、夜の森の桜のライトアップ事業に向けた準備などに取り組んでおり、今後とも町のにぎわいを形成し、町民の皆様がふるさとに來たと実感し、つながりを保つことのできる魅力ある事業展開を検討しているとのことですが、引き続きこれら民間活力やネットワークを生かしたとみおかプラスの活動を積極的に支援してまいります。

次に、空き地・空き家バンク事業についてご報告いたします。町内における住居確保と不動産の利活用を促進する空き地・空き家バンク事業は、1月20日より運用を開始しており、順次賃貸・売却希望物件の登録申し込みを受け付けております。今後はこれら登録された賃貸及び売却物件の利用申し

込みを開始いたします。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。復興拠点の交通のかなめとなるJR富岡駅前交通広場は、今月中旬の竣工を予定しております。また、この交通広場に接道する都市計画道路駅前門口線の整備工事につきましては、昨年12月末に竣工し、1月から一部供用を開始しております。また、JR跨線橋につきましては、上部工については今年度末の竣工、下部工については本年5月の竣工を予定しており、来年度からはJR水戸支社との協定工事として桁かけ工事に着手し、平成31年度内の完成を目指してまいります。

次に、防災集団移転促進事業についてご報告いたします。津波災害危険区域として指定した区域の8割ほどが現在仮置き場などとして活用されておりますが、当該区域には防災林などの設置が予定されていることなどから、これらの事業と十分な調整を図りながら、津波被災者の生活再建に向けた業務を進めてまいります。

次に、税務課所管の業務について申し上げます。昨年1月より運用を開始しました個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスにつきましては、この4月より課税証明書交付の機能を追加し、町民サービスのさらなる充実を図ってまいります。

次に、住民課所管の業務についてご報告いたします。まず、医療費の一部負担金免除などについてご報告いたします。国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の一部負担金及び介護保険の被保険者に対する利用者負担の免除措置につきましては、国の財政支援制度に合わせ、先月対象者に対し本年9月30日までの免除証明書を発行したところであります。それ以降の免除継続につきましても、国が示す制度に合わせて実施してまいります。なお、免除証明書につきましては、今回から町民の利便性を考慮し、保険証と同サイズのカード化としましたので、ご報告いたします。

次に、データヘルス計画についてご報告いたします。国の指針の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険の保険者は、健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。このことから、当町においても計画期間を平成29年度までとした保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画を策定しました。今後はこの計画をもとに国保被保険者の生活習慣病対策を初めとする健康増進及び重症化予防に関する保健事業を、効果的かつ効率的に実施してまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、町立とみおか診療所の利用者状況についてご報告いたします。開所から1月までの4カ月間で診療者総数が1,225人、1日当たり25人と、準備宿泊者と一時帰宅者、復興作業員など、多くの皆様の健康管理に大きな役割を果たしているものと考えております。また、4月からは初期医療体制のさらなる充実を図るため、火曜日から土曜日までの週5日診療といたします。このうち毎週火曜日は富岡中央医院の井坂晶医師が担当医として新たに診療に加わっていただけることとなりましたので、ご報告いたします。一方で震災後5年半にわたり避難町民の健康管理と診察を続けてまいりました町立大玉仮設診療所につきましては、来る3月

23日に閉所式をとり行う予定でありますので、議員の皆様にはご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ふたば医療センターについてご報告いたします。県の2次救急医療機関であるふたば医療センターにつきましては、町において県の基金を活用した用地取得、造成事業を進めておりますが、5月中にも完了を予定しております。引き続き来年4月の開院に向けて県と連携を図りながら進めてまいります。

次に、総合福祉センターについてご報告いたします。福祉事業の拠点となる総合福祉センターにつきましては年度内の復旧工事を完了させ、4月1日より町内帰還者の見守り活動やホームヘルプサービス事業などを展開してまいります。また、同センターの管理につきましては、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会を指定管理者に選定しましたので、ご報告いたします。

次に、デイサービス事業につきましては、帰還者の把握後の4月21日より、社会福祉法人伸生双葉会がデイサービスセンターもとまちにおいて週2回、自宅から施設間の送迎や食事、身体介護などのサービスを実施してまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、複合商業施設整備についてご報告いたします。本事業につきましては、現在グランドオープンに向け急ぎ工事を進めているところであり、今後は什器・備品の搬入設置を経て、3月30日のグランドオープンを迎えることとなります。また、4月からの運営につきましては、さきに同意をいただきました指定管理者によって行われるものであり、今後も双葉郡内の生活環境拠点を担う産業施設としての役割を全うしてまいります。議員の皆様にはたび重なるご審議、ご尽力いただきましたことに、この場をおかりしまして御礼を申し上げますとともに、オープン式典にはぜひご臨席を賜りますようお願いいたします。

次に、公共交通の環境整備についてご報告いたします。平成29年4月1日からいわき・富岡間を結ぶ町内復興拠点を循環する路線バスと、帰還困難区域を除く町内一円を運行エリアとするデマンドバスの運行を開始いたします。なお、運行開始当日は当町駅前広場内において町内循環路線バスの運行開始式をとり行う予定です。

次に、有害鳥獣対策についてご報告いたします。帰還開始後においても重要な課題の一つとなる有害鳥獣対策につきましては、現在有害鳥獣捕獲隊などにより毎月約30頭を駆除しております。なお、2月からは準備宿泊者や頻繁に一時帰宅している方のうち、一部の町民の皆様のご協力をいただきながら、イノシシなどが近寄らなくなる方法を試験的に実施しております。今後はこの試験事業の結果を検証するとともに、国・県のみならず近隣町村や捕獲隊、猟友会富岡支部などとの連携を強化し、より効果的な対策を検討してまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、下水道関連の災害復旧につきましては、居住制限区域及び避難指示介助準備区域全てにおいて、上下水道の使用再開が可能となっております。また、道路の災害復旧につきましても、帰還困難区域などを除く37カ所全ての工事が完了しております。

す。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、町内の除染及び家屋解体についてご報告いたします。町内の除染につきましては、フォローアップ除染で98%の進捗となり、家屋解体につきましても、おおむね国の計画どおり進捗しております。また、帰還困難区域における桜並木沿線エリアの除染や、夜の森地区以外の帰還困難区域と隣接するエリアの除染に向けた作業があわせて進められております。町では町内全域のさらなる空間線量率の低減が最重要課題であると考えておりますので、今後も除染検証委員会による専門的な意見を参考に工法の見直しを含め、迅速かつ効果的な除染の実施を強く求めてまいります。

次に、町内住環境回復支援事業についてご報告いたします。町内での住宅再建を支援するため、町では住宅清掃や害虫駆除などに対し支援制度を整備し、昨年9月より事業を進めてまいりました。各種事業とも年明けごろより問い合わせが増加傾向にあり、少しずつではありますが、帰還への取り組みが進められております。町といたしましても引き続き町内環境整備を図るため、各種事業をわかりやすく丁寧にお知らせし、町民が安心して帰還できる環境づくりを進めてまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。まず、準備宿泊の実施状況につきましては、3月1日現在で154世帯、314の方が登録をしております。

次に、町内の災害公営住宅につきましては、第1期及び第2期の戸建て住宅64戸を募集したところ、47件の応募があり、残りの戸数につきましては3月から随時申し込みを受け付けております。また、集合住宅90戸のうち、曲田地区の40戸は4月中旬から募集を開始する予定です。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、町内での学校再開についてご報告いたします。4月1日の一部避難指示解除に伴い、これまでの町教育委員会及び総合教育会議での議論の結果などを踏まえ、町内での学校再開は平成30年4月を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。なお、町内での再開を本格的に進めるため、平成29年度より富岡第一中学校の施設改修を実施するほか、6月末を目途に学校再開に対する意向調査を行う予定であります。

次に、施設改修工事などについてご報告いたします。学びの森、町総合体育館、多目的運動場は順調に工事が進捗し、工期内の完了を予定しているところであり、あわせて施設利用再開に向けた準備を進めております。4月以降は学びの森の大ホールを除き、当面の間は無料開放とする予定ですので、多くの皆様に利用していただきたいと考えております。

次に、平成29年富岡町成人式についてご報告いたします。去る1月8日に郡山市内の会場で行われた成人式におきましては、議員各位を初め多くのご来賓臨席のもと、新成人188名のうち全国各地から125名が出席、厳粛な雰囲気の中、輝かしい20歳の大きな一歩を踏み出しました。誓いの言葉では新成人代表の方から地元の学校で学んだことと、仲間とのつながりを大切に、それぞれの道を歩んでいきますという力強い挨拶をいただき、深く感銘を受けたところであります。なお、来年の成人式につきましては、参加方法などを十分検討しながら、学びの森での開催を予定しております。

次に、双葉地区教育構想ビクトリープログラム、バドミントンについてご報告いたします。来年度につきましても、1次・2次の審査を経て、男子5名、女子3名の合格が決まりました。今後は、猪苗代中学校への区域外就学などの手続を行い、新たなビクトリープログラム生としてスタートいたします。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。専決処分等の報告案件1件、人事案件1件、条例の新規制定案件2件、条例の一部改正案件9件、指定管理者の指定案件1件、財産の取得または処分案件3件、工事請負等の変更案件1件、平成28年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計9件、平成29年度一般会計当初予算案件など計10件、合計37件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜われますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、4番、堀本典明君の登壇を許します。

4番、堀本典明君。

〔4番（堀本典明君）登壇〕

○4番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、避難指示解除後の復興政策について。（1）、町は第2次復興計画で早ければ平成29年4月の帰還開始を目指すとして、帰還開始の目標時期を明示し、計画的に復旧、インフラ整備に取り組み、町民が町に戻って生活することに必要不可欠なインフラ整備がおおむね達成できたと大変評価しております。また、昨日より役場本庁舎での一部執務を再開し、町民の安心につながることを思います。先月には国より提示を受けた平成29年4月1日の帰還困難区域を除く一部の避難指示解除を受け入れました。町民の中にはさまざまな不安から時期尚早との意見も多く、苦渋の決断であったと感じておりますが、震災後6年が過ぎた今、富岡町がようやく本当の意味で復興のスタートラインに立てる判断であります。これまで力を入れてきた復旧、生活環境の整備も続く中で、今後町は復興へ向けての取り組みを加速させていく必要があります。そこで来年度以降、町の復興に資する事業計画の考えについてお伺いいたします。

2、除染について。（1）、避難指示解除を受け入れる上で、町民の不安の一番は放射線量であると思います。国では今後もフォローアップ除染の継続をすると明言はしておりますが、不要な被曝を防

ぐため、特に避難指示解除後、すぐに帰町する町民の生活圏を国の長期目標である0.23マイクロシーベルトパーアワーに低減する除染を求めるべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、2点につきましてご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、避難指示解除後の復興政策について。（1）、町は平成29年4月1日に避難指示解除を受け入れた。避難指示解除は震災後6年が過ぎたが、富岡町がようやく復興のスタートラインに立てると感じている。来年度以降町の復興に資する事業計画を伺いたいについてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、避難指示の解除は本町本格復興の第一歩であり、私としてはふるさとの未来を開くための新たなステージを迎えることと捉えております。一方で放射線量のさらなる低減や鳥獣被害対策など継続して取り組むべき課題は残されており、また今後時間の経過とともに、新たな課題も表出されるものと認識しております。私といたしましては、こうしたさまざまな課題に一つ一つ丁寧に取り組み、その積み重ねによりふるさとを未来につなげてまいりたいと考えております。

このため平成29年度当初予算につきましては、これまで進めてきたふるさと富岡の復興と心の復興を、未来志向を持ってしっかりと具現化すべく、3つのテーマを町政の柱と位置づけ、予算を編成しました。1つ目の柱は、町民皆様が安心して帰町できる環境整備であります。住宅再建支援の強化、医療、福祉、買い物、交通、環境などの充実、防犯、防火、防災、鳥獣被害対策、放射線対策の強化などに取り組みます。2つ目の柱は、町内活力の活性化です。産業団地、交流公園の整備など、産業基盤の構築をするほか、にぎわいの創出、帰還困難区域の再生などに取り組みます。3つ目の柱は、町民のつながり維持、町外生活支援です。町外生活サポートのさらなる充実を図るとともに、町内での行事、イベントなどの再開などの支援、町民号の再開、さらには富岡とつながるふるさとづくりなどに取り組みます。一方、町単独の取り組みだけでは本町の復興はなし得ないものと認識しており、廃炉国際共同研究等を拠点としたイノベーション・コースト構想の具現化によって新たな産業の集積や雇用の確保、県立の2次救急医療施設、双葉医療センターとの連携による医療体制の充実、さらには民間活力を生かした地域経済の活性化など、国や県、民間を問わず、あらゆる自治体との連携を通じた取り組みについても、中長期の展開を視野に入れながら積極的に進めてまいる考えであります。

今後も富岡町のあらゆる強みを最大限に生かしつつ、希望の光をしっかりとお示ししながら、町民の皆様はもとより、新たに町民になれる皆様、そして富岡に思いを寄せてくださる全ての方々とともに、さまざまな取り組みにチャレンジを続け、本町の復興再生に全力で取り組んでまいります。

次に、2、除染について。（1）、避難指示解除後、すぐに帰町する町民の生活圏を国の長期目標である0.23マイクロシーベルトパーアワーに低減する除染を求めるべきと考えるが、町の考えを伺いた

いについてお答えいたします。現在町内で実施されているフォローアップ除染はほぼ完了し、町内宅地での平均空間線量率は1時間当たり0.53マイクロシーベルトとなっており、国は避難指示解除後も引き続きフォローアップ除染を実施することとしております。町では今後も年間追加被曝線量を1ミリシーベルト以下を目指し、徹底した除染の実施を求めてまいります。また、町独自の取り組みとしても、昨年9月に協定を締結した長崎大学との連携により、避難指示解除後いち早く帰町される町民のご自宅を職員が直接訪問し、敷地周りの線量測定や放射線に関する不安、意見などを丁寧に伺いながら、町民に寄り添った対策を講じてまいるとともに、除染検証委員会が出された意見を町、内閣府、環境省の3者で構成している除染解体推進会議の場で協議し、迅速かつ丁寧な除染の実施を強く求めてまいります。

町では引き続き町内放射線量の低減に取り組み、多くの町民が安心して生活できる生活環境整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時57分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

再質問に入ります。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。来年度からの復興に力を入れていくということで、もちろんそういった気持ちを持ってやっていただけるのだなというのはわかっておりましたが、確認をさせていただきました。

その中で来年度、特に事業規模の大きなものとして産業基盤の構築とにぎわいの創出ということをおっしゃっていた中で、やはり雇用の確保というのは非常に重要なところですが、働く場がないとなかなか定住人口の増加にもつながっていかないと思いますので、産業団地などの整備をして企業進出を促していけば、雇用については大きな安心材料になるのだろうと考えます。

そんな中で産業団地の整備ができて企業が入ってきたということになっても、そこで働く人材がなかなか確保できないとか、そういった人材を育成しなければいけないという大きな問題が出てくるだろうと思うのですが、そういったことの対策、何か町として今考えていることあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、産業団地のご質問がございましたので、産業団地の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

今年度におきまして、新たな産業団地の整備ということで基本構想、それから基本設計を取りまと

めております。この後の予算審議の際にも来年度以降の事業について予算を計上しておりますが、来年度におきましては基本設計に基づいて詳細設計、それから用地の取得作業を進めてまいりたいと思います。その中でそれとあわせて同時並行的に官民合同チームのご協力もいただきながら、進出企業についてのPR、それから我々としても汗をかきながら新たな雇用が生まれるような事業者を調査、それからPRしてまいりたいと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 人材確保については。

齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えいたします。

2点目の人材育成についてですが、人材育成につきましては町単独というよりはもう少し広域的な仕組み、その中での動きのほうがよろしいかと思えます。そういった中で今の状況なのですが、今町の単独で人材育成ということで端的に申し上げられる施策は持ち得ていないのですけれども、イノベーション・コースト構想、これは議員ご質問のとおり富岡の復興を遂げる上で重要なプロジェクトだと思っています。今回イノベーション・コースト構想は福島復興再生特別措置法に明確に位置づけられ、審議がこれから始まる、これは大きな前進だと思います。つまり法律に位置づけて国のかかわりを担保して、財源等あとはいろんな支援を引き出すということでは大きな前進があります。その中で大きなキーワードの一つとして、人材育成等を含む周辺環境の整備が、これからのイノベ構想の展開の一つの方向性として示されております。つまり既に福島高専とか小高産業技術高校とかいろいろな教育機関等の取り組みがありますし、それとイノベとの具体的な結びつきをどうやって図るか、どうやって人材育成するか、どうやってそういった環境を図るかということを、具体的に今法律に位置づけられたイノベ構想の中でしっかりと具現化していくという方向が示されておりますので、町としては今国際廃炉研究棟が今度できますけれども、そういったものとの連携、そういったエリアを含めて、いろんな形でのかかわりができるかと思えますので、そういった取り組みを今後イノベ構想の動きをしっかりと見きわめながら、町とも積極的にかかわり進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 特に復興ということ、町の形をもとに戻していこうということが非常に重要だと思っております、もちろん帰って来れないよという判断をされた方もいらっしゃいますけれども、その中でまた新たに富岡町に住むよという人も必要だと思うし、そのために産業団地などで企業が張りつくということは非常に重要だと思っておりますので、もう少し産業団地はできるまでちょっと時間がかかるのかもしれませんが、今から準備をしていって、何年か後に産業団地ができて、企業が張りついた時点で、きちんと富岡の町民の方がそこに働きに出るような、そういったところが必要なのだろうと私思っております、そのための何か、今はまだ復旧事業を多くやってこられた状況

の中で、復興のこと何も考えていないというわけではないと思いますが、そういったところも見据えながらやっていただきたいと思うので、そういったところのお考えはまだまとまっていないというところでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 前段議員からお話いただいたように、新たな雇用の場というか、雇用の場の確保が今後の復興、町の再生のためには大事なことだと我々も考えているところでございます。申しわけないことではございますが、確たる今後このようにしていかなければならない、それからこのようにしていきたいというところについては、今まとめをしているところでございます。気持ち、考え方は同じではございますが、その方策について今後皆様にもご協議申し上げながら、お知恵をかりながら考え方をまとめていきたいという段階でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。私定住人口を増加させていくという、町長もそういったお気持ちだと思いますが、特に町長おっしゃっていたと思うのですが、次の世代につなぐ、町をつなぐという考えをやっていくと、どうしても子育て世代の住民がふえていくというのが非常に重要なことだろうと思います。今過疎化対策などでほかの自治体ではいろいろやられていると思います。過疎化対策、本当に合うかどうかというのは別問題ですが、その中で例えば子育て世代の方が来ていただけるときの住宅取得時の固定資産税の減免措置であるとか、あとは住民確保にかかわる助成金を出すとか、子育て支援に関する助成金を出すとかいろんな方策があると思うのです。なおかつ、特に大事なのが教育環境、町では来年度以降は学校を再開するという予定ではありますが、ただ学校を再開して入れますよではなくて、もっと魅力的な学校をつくって、ここに行きたいと思えるような学校にならなければいけないと思うので、そういった全体的に子育て世代に来てもらえると、富岡に行きたいと思ってもらえるような政策をぜひ立てていただきたいと思うのです。特に来年度以降、そういったことを順々に始めていっていただきたいと思うのですが、そういうお考えはあるかどうか伺います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

子育て世代について支援をすると、支援していかなければならないというところについては、私ももそのように考えて感じております。例えば昨日榎葉町での政策の発表があったり、それから既に川内村でも同様の取り組みをされていると存じ上げております。それらを参考にしながら総合的に、一つ住宅だけの支援で終わっても、今ほど議員もおっしゃられたような総合的な支援というものにはなりませんので、住宅、それから子育てそのものに対する支援、それから学校をどういうふうにしていくのか、そのようなことを総合的に全体調整をしながら考えてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育長、教育に関しまして。

教育長。

○教育長（石井賢一君） 魅力的な学校づくりにつきましては、本日町長が町政報告の中で上げておりますように、町ぐるみで子供を育成するという言葉をキャッチフレーズにして進めていきたいと思っております。町長のコメントの中にもありましたように、住民が子供を育てていくという、そういう広い見地の町づくりをやっていきたいと思っております。私としては富岡町の強みはやはり人と人のつながりを考えています。戻ってきた人と人のつながりが大事だと思っておりますし、そのことを子供また高齢者も含めた地域住民とともに子育てをしていくという、そういう魅力づくりを今後考えていきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 学校再開に当たって勉強だけでできればいいというような学校教育では多分だめだろうと私も思いますので、ぜひ何か富岡の特色を出して、こういった学校に行きたいなと思えるような学校づくりをやっていただきたいと思っておりますので、そういった思いでぜひ来年度以降の学校への取り組みを、学校再開の取り組みとどういったことができるかというのをお考えいただければと思います。

今いろいろとお話しいただきました。やっぱりまだ復興のスタートラインにこれから立つところがありますので、全部が全部まとまっているわけではないでしょうし、これから考えていかなければいけない部分があるというのは認識しております。産業団地、その他それに付随してそこで雇用の場が生まれて人をふやしていこうという思いは一緒だろうと感じましたので、その辺今後ともいろいろお知恵を出していただけるならば、富岡はすごく解除に当たっても計画的に取り組んでいただいているので、そういったところも計画的に、産業団地ができて人がいませんよということのないような、何らかの対策をぜひ考えていただきたいと思っております。

先ほど町長からのご答弁にありましたとおり、町のつながりの維持も重要だということで、休止していた町民号も再開するというので、私の母も非常に楽しみにしておりました。ちょっとどのぐらいの規模になるか難しいと思うのですが、今までだと毎年やっていたのでどのぐらいの参加があるのかというのは想定しやすかったのだと思うのですが、今回はこれだけばらばらになった中でどのぐらい集まるのか、どういう定員にするのかちょっと難しいと思うのですが、ぜひ多くの町民が参加できるように、なるべく。そういったことを配慮していただきたいなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町民号の再開につきましては、この後の予算審議の中で出てまいります。再開したいということで予算を計上しております。中身につきましては、議員大変優しいお言葉をいただいたように、きっちり煮詰まったような状況にはなってございません。ただ、おっしゃるよ

うに多くの町民の方々が参加しやすいような方法、それから内容にしたいと思っておりますので、今後もお知恵をおかりできればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど町民号のお話がありました、これは富岡町から、福島県から離れてお金を落としてくるというだけのものではないのです。今回4月1日に一部を除いて避難指示解除ということになりますから、帰っている町民の皆さんあるいはこれから帰ろうと考えている方々、そして将来なかなか富岡町には戻れないと考えている方、この人たちを一堂に会してそういう機会が持てるとすれば、当然あなた帰っているのですってね、富岡私帰ったけれども、こういう状況になったよ、ああいうふうになったよということで、それぞれ心が通って徐々に町民がふえると、私はそれを期待して今回計画したわけです。

先ほど産業団地のこともありました。これらについては双葉郡を今俯瞰してみれば、当然檜葉、広野そういうところがあったわけですが、これが今回埋まってしまいました。そういう意味では今隣の大熊町、双葉町という困難区域についてはなかなか立ち行かない場面もありますから、いち早くこれを手がけて戦略的に双葉郡の今まで担ってきた富岡町の姿というものを取り戻すのだという強い決意でありますから、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。私も富岡町は双葉郡の中心的位置であって、いろいろと県や国の出先機関もあったということで、以前も話したかもしれませんが、富岡はそういった双葉郡の中心的位置を果たさなければいけないという部分があると思ひますので、例えば産業団地にしても他町の方が入られるということもあるかもしれませんが、そういったことはきちんと受け入れてやるべきだろうと思ひますし、もしかするとその中で他町の方が富岡に住むというケースもあると思ひますので、そういったところではぜひ産業団地などはスピード感を持って整備をしていただきたいと思ひます。

町民号、課長おっしゃったように、予算の関係もあるので、なかなかまだはっきりとしたことは言えない部分があるかと思ひますが、その中で私が言いたかったのは、例えば300人定員でしたよ。それが320人の応募が来たときに、300人で切ってしまうのではなくて、320人何とか連れていけるような、そういった形でやってほしいなというところだったので、そういったところではぜひ配慮をいただきたいなというところでした。

それ以外にもお祭りだとかイベントだとか、来年度以降は町内で始まっていくと思ひます。その中でやはり故郷へのつながりを持っていただくということで、情報発信はもちろん大事ですが、こういった企画をするかということだと思ひます。行ってみたいなと思ひするような企画をぜひ考えていただきながら、人が集えるような仕組みづくりをしていただきたいと思ひますが、これも恐らくまだ、

なかなか決まっていなくていいところはあるかと思うのですが、そういったところも考えてぜひやっていただきたいと思います。

一部避難指示解除の受け入れに当たって、町長おっしゃっていたように、解除をおくらせることはふるさとの未来をつないでいくことが困難になるということで、私もそれは大賛成です。来年度以降富岡は次の世代につなげるように魅力ある町づくりをしなければいけないと思っておりますので、復旧事業が続く中ではありますが、5年後、10年後を見据えて復興計画をしっかりとまとめ上げていただきたいと思っておりますので、これはお願いしておきます。

それでは、次に除染についての再質問をさせていただきます。0.23という書き方をさせていただきました、年間1ミリ以下ということで。ちょっと厳しい書き方をしましたが、まずは環境省なり町でもいろいろこれからはかっていくというお話もありましたので、何が原因で線量が下がり切れないのかというところをきちんと、例えばこの木を切れば線量下がるよとか、この石どければ線量下がるよとあると思うのです。それでもそれは町民の方たちとしてはその石は動かせないよとか、そういった問題もあると思うのです。だから何が原因でまだまだ線量が下がり切れないのか、フォローアップしても。そういったところの情報発信もしていただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長、少しお待ちください。2問目に入りましたけれども、町民号の人数の取り扱いについてお答えいただいてからにしてください。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 町民号の人数ということについてです。我々予算計上する際には、想定の人数を設定して予算計上はしておりますが、自由度の高いような、参加者の人数についても自由度が高いような形で設定をしてみたい。その前段でなるべく早く町民の皆様には町民号が再開します、それからこういう企画ですということがお知らせできるように、それによって早目に我々としても参加者の数が把握できるように、ひいてはそれぞれの対応ができるように配慮してみたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） それでは、ご質問にお答えいたします。

どのようなところが高くて線量が下がらないかということですが、現在町ではフォローアップ除染はほぼ終了しております、敷地内についてはある程度線量は低減していると考えております。議員もご承知と思いますが、やはり森林の影響とかあるいは植栽の下の部分とかあとのり面というところについて丁寧な剥ぎ取りを行っていない部分がありますので、こういうところの影響がかなりあると考えております。引き続きフォローアップを実施していくということですので、町民の皆様にはどのようなところを今後フォローアップをしていくのだというのを丁寧にお知らせして、線量を下げている

きますよというところをいろいろと詳細にご説明をして、フォローアップをしていただけるような体制を整えていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。まずフォローアップ除染、要は帰還した方だけの住宅周辺をフォローアップ除染しろという意味ではなくて、町全体のまだ線量の低減というのは図っていかねばいけないと思っています。その中で特に私の中では別班という考えなのですけれども、帰還された町民の皆さんの安全のためにぜひ周辺の線量はもう一度フォローアップするなり、下がってほしいと思うのです。住民の方も別にする必要ないという方もいらっしゃるかもしれませんが、それは別として、やはり年間1ミリが本当にいいかどうかという問題はおいておいて、国がそういった目標を掲げているので、特に戻られた、今住んでいる方の周辺を1ミリを目標にという目標設定を持ってやってもいいのではないかなと、やるべきかなと思っておりまして、町でもいろいろはかりますよと、町長おっしゃっていましたので、いろいろはかっていただいて、何が原因なのかというのを地権者の方にきちんと、特に住んでいる方、まずは住んでいる方の線量が下がらない原因があるのだらば、そういったところをきちんと教えてあげて、情報提供して、それはまた住民の方の判断だと思うのですが、そういったところをしていただきたいなと思うのですが、それはできると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答えいたします。

既に準備宿泊等でお住まいの方がかなりいます。私どもの窓口にもかなりそういう方を中心に線量の不安といいますか、そういうご相談がかなりあります。そういうところにつきましては、職員が実際に線量計を持ってはかって対応していますが、先ほど言ったようにやっぱり森林とかそういうところの影響がかなり高いというところがあります。その後フォローアップで対応いただくようなところもありますので、そういうところはしっかりと今後も宅地のほうに出向いていきたいと思っております。

町長答弁にもありましたように、放射線の測定の業務と私どもの除染が一体となって4月から始まりますので、そういうところでいろいろと連携をしながら、さらに町民の不安解消に向けて取り組んでいきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。もちろん機構改革があつて、そこに一点集中されたというところで、多分来年度からはもっともっと動きやすくなったりするのだろうなと、今答弁いただいて特に感じました。やはり町民の安全、安心のためにはどうしても線量の低減というのは重要なところなので、これからはきちんとした情報の提供と、国を信用しないというわけではありませんが、

国から出ているデータだけを信じるのではなくて、町もきちんと、それに合致するかどうか、はかる場所によって多少違うとは思いますが、余りにも違いがあった場合にはきちんと急いでフォローアップをさせるとか、そういった対応が必要かなと思います。ぜひそういった対応をお願いしたいと思います。

このあたりもスピード感を持ってやっていっていただかなければいけない部分だと思いますし、もちろん町単独で何かができるものではないと思いますが、ぜひ町だからできる町民に寄り添った線量の報告であるとか相談に乗っていただく、今でもやっていただいていると思いますが、ぜひ継続していただきたいと思います。1ミリシーベルトを国は目指していますので、それが何年かかるかわからない状況。帰還目標、帰還というのは時期的な目標設定はされていませんが、やはり一日でも早く低減させるというのが非常に重要でありますので、町でもこれからも積極的にかかわっていただいて、ぜひスピード感を持って、こんなに早くできたのだと言っていただけるように、除染事業が進むように今後も要請していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） これにつきましては、今議員からありましたが、町長からも一般質問の答弁の中でもありました。今町がやっております除染検証委員会も今後も続けますし、それから国を中心とした解体推進会議も今後も続けてまいります。その中で町民の声を聞いて対応できるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回4月1日に解除になるといっても、線量が本当に低減しているのか、それを心配するがために戻れないと考えている町民も多いわけですから、これらについては環境省に先日まだ皆さんのお手元には届いていないかと思いますが、3月号の広報の中で全体的に町がモニタリングをしている154点の定点測量があるのです。困難区域はまだ除染していませんから別ですが、ちょっと高いところで1というところもございます。これらについて早急に除染をしてくれということで私のほうから小林審議官にお話ししたところで。そういう意味では審議官もすぐに対応していただきまして、福島再生局の坂川さんが私に電話よこしましたから、そういう意味ではこれらも早急に対策が練られるものだと考えております。

さまざまな観点で町は去年の9月に長崎大学との包括連携協定を結んでいるのです。それで長崎大学でも今回4月1日に戻られる町民の方のお住まい、これらについては敷地、それから宅地内も希望すれば線量を測定しますよということでご協力をいただいておりますし、町としても今回4月からは先ほど課長補佐がお話ししたように、復興推進課と健康福祉課で離れていたのです。それではなかなか仕事が進まないということで一本化しました。そういう意味ではこれからどんどん対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。やはりみんな感じていることですが、やっぱり線量を一日も早く低減させていかなければいけないということだと思いますので、ぜひそういったところを今後とも国にきちんと要請していただいて、町でできることは町でやるということですので、それで低減できるようにこれからもよろしく願いいたします。

では以上をもちまして私の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、6番、遠藤一善君の登壇を許します。

6番、遠藤一善君。

〔6番（遠藤一善君）登壇〕

○6番（遠藤一善君） ただいま議長より質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をいたします。

まず、1番目、Jヴィレッジとの連携についてであります。Jヴィレッジにつきましては、新生Jヴィレッジ復興再整備計画の中で整備スケジュールが出ております。それによりますと、平成31年4月にJヴィレッジが全面再開を目指すということになっております。震災以前もJヴィレッジで大会やいろんな催しがありますと、富岡町の宿泊施設を初めいろんな形で連携がとられておりました。それを考えますと、震災前以上にJヴィレッジと連携を強化していくことをしていかなければならないと考えております。特にJヴィレッジの場合は、スポーツを通じた広域的な交流人口ということが考えられます。特にやはりJヴィレッジは世界に発信のできる施設でありますので、そういうところにいろんな人が来た、来るというところをJヴィレッジでとめ置くということではなくて、やはりその人たちが富岡まで足を運んでくれるということを考えた施策を、Jヴィレッジの再開に向けて考えていくべきと考えますが、町の考え方をお聞かせください。

続きまして、(2)であります。Jヴィレッジの連携の一つとしまして、J F Aアカデミー福島の高校生が富岡高校に通っていたわけでありましてけれども、今月末をもちまして富岡高校は休校となるわけでありまして、この富岡高校の再開に向けた考え方の中で、やはりJ F Aアカデミー福島との連携を進めていくべきではないかと考えておりますが、それに対する町の考え方をお聞かせください。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 6番、遠藤一善議員の一般質問にお答えします。

1、Jヴィレッジとの連携について。(1)、平成31年4月にJヴィレッジが全面再開を目指す中、震災前以上に連携を強化し、スポーツを通じた広域的な交流人口の増加に向けた施策を進めるべきと考えるが、町の方針はについてお答えいたします。昨年10月に策定した人と町とのつながりアクション

ンプランにおいても、富岡への関心、富岡との交流をもととする富岡への参画をテーマに、ふるさととつながる仕組みづくりを進めることとしており、町といたしましては、間もなく全面張りかえによる復旧工事が完了する人工芝サッカー場を初め、充実したスポーツ施設の活用でスポーツを通じた多様な年代の方々との交流による交流人口の拡大、増加が今後の町の重要な施策となることと考えております。

ご質問の中のJヴィレッジについては、平成30年夏に宿泊施設やグラウンドなど一部機能の再開を目指していると聞いており、再開後は日本代表などのトップチームを初め、全国から多様なチームの合宿や大会での利用が見込まれるとのこと。Jヴィレッジはスポーツを通じた交流の拠点として地域のスポーツ人材の育成に寄与することが期待され、震災前も上級指導者による子供たちへのサッカー指導を通じて、ジュニアサッカーのレベル向上に貢献いただいております。今後も同様な取り組みをもととする地域との連携に期待するところであり、町といたしましてはどのような取り組みが可能であるかを模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、2番、(2)、J F Aアカデミー福島が再開されたときには、以前のとおり富岡高校との連携を進めていくべきと考えるが、町の方針はについてお答え申し上げます。これについては教育長から答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） 1、Jヴィレッジとの連携について。(2)、J F Aアカデミーが再開されたときには、以前のとおり富岡高校との連携を進めていくべきと考えるが町の方針はについてお答えいたします。

J F Aアカデミー福島は、日本サッカー協会が平成18年に福島県、広野町、楡葉町、そして富岡町が実施する双葉地区教育構想中高一貫教育として富岡高校と連携し、将来の日本代表選手を育てるためにスタートいたしました。その指導方針はサッカー選手としてのみならず、社会をリードしていける真の国際人の育成を目指し、充実した施設環境の中でリーダー教育や社会性、国際性などを育む教育も実施されてきたところでもあります。そのような中、双葉地区教育構想の一端を担ってきた富岡高校は今年度で休校となりますが、その理念は双葉未来学園高校に引き継がれていくことが、新たに新双葉地区教育構想に掲げられたところでもあります。このため当面はJ F Aアカデミー福島と双葉未来学園高校が連携していくこととなりますが、町としては富岡町の教育の重要な一翼を担ってきた富岡高校の将来像を見据えながら、福島県教育委員会とも協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） Jヴィレッジとの交流を進めていくという答弁があったわけですが、その中で多目的広場の完成ということも話があったわけですが、町長の答弁にもありましたように、合宿とかそういうことも含めてしていかなければならないと考えております。ただ、Jヴィレッジが全面再開したから、すぐ人が来るということはなかなか難しいと考えますが、ただいろんな報道によりますと、オリンピックの際の日本代表サッカーチームの事前合宿があるということも聞いております。そういうような形で人がJヴィレッジまで来るということになれば、大分、先の話ではありますが、ここの地域に対する考え方が、日本の中の大人も子供も含めて変わってくると考えます。そういうときに、その変わった後にどうするかということまで考えながら整備を進めていかなければならないと思うわけですが、富岡のスポーツの施設には、多目的広場のほかにも合宿センターなどがあるのですが、そういうものの将来に向けた整備状況というのはどういう考えでいるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

ただいまご質問がありました多目的広場、サッカー場につきましては、今年度中に改修が終わる予定でございますので、4月以降利用していただける状況になってございます。あわせて、スポーツセンターにございます野球場、サブグラウンド、グラウンドゴルフ場、ふれあい広場につきましても改修が終了いたしますので、4月から使用できる状況になるということでございます。あわせて、今現在スポーツ少年団等々につきましては、剣道スポーツ少年団を除きまして休止の状況にございます。29年4月に富岡町が帰還ということになりますので、来週にはスポーツ少年団を初めとしまして、以前の各競技団体の指導者の方々に集まっていただきまして、今の町の現状、スポーツ施設の現状等々をお話ししながら、今後のあり方を検討していきたいと考えてございます。いずれにしましても、町に帰還していただく町民の方により多く来ていただくためにも、スポーツ施設を利用した町づくりも大切ではないかなと思っております。

先ほど町長の町政報告の中にもございましたとおり、スポーツ施設につきましては当面无償で利用していただきまして、町の交流人口の拡大を図っていきたくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今課長から当面无償で施設を開放したいという話があったわけですが、いろんな意味での風評被害やら実害を考えていきますと、ただ単に無償で開放したから人が来るのかなということは考えにくいと思います。やっぱり具体的に何か使っていただくというアクションをしていかなければいけないと思うのですが、当然先ほどから申していますように、町単独でできることには限界があるわけですが、Jヴィレッジで大きな大会を企画した中で、連携をとっていくということが必要になるかと思うのですが、以前は公益社団法人の町の体育協会があって、体育協会が

いろいろとあそこの施設とか合宿所とか子供たちの世話とかしていたのですが、今後そういう形で、例えばJヴィレッジがこれからいろんな企画をしたときに、町としてそういう企画とすり合わせて富岡町としてはこういう協力ができる、こういう連携ができるということになっていったときに、どういった体制で話し合いをしていくのかということについては何かお考えございますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今ご質問ありました富岡町体育協会につきましては、財団法人富岡町体育協会として平成27年度まで活動してございましたが、財団法人としての富岡町体育協会は解散はしてございますが、以前のとおり体育協会は存続しているという形でございます。でございますので、双葉郡の体育協会並びに福島県の体育協会とも連携しながら情報交換をしている状況でございます。今ご質問のとおり、Jヴィレッジが再開した暁には、さまざまなスポーツといたしますか、サッカーの事業も来るのではないかと考えてございますので、あわせて市内の体育協会等々とも協議しながら、Jヴィレッジにきたお客様の練習場として富岡町内のサッカー場なども利用していただければと考えてございます。富岡町体育協会につきましては、さくらスポーツと連携をしながら行っている状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） スポーツ施設の利用というよりは、交流人口という観点からお話をさせていただきたいと思ひます。

ご質問の中にもございましたが、Jヴィレッジそのものは31年4月の全面再開を目標として今動いているわけでございまして、正直なところJヴィレッジの再開の目標時期は示されたものの、Jヴィレッジの体制そのもの、それから我々を取り巻く地域の自治体の体制というところについては、正直なところこれからというところになろうかと思ひます。

ただし、議員の質問の中でもございましたように、たくさん人が来るような状況も今後想定されますので、そのときに我々がJヴィレッジの事業を待つのではなくて、Jヴィレッジの中で何か共同事業等々できないかということについては、地域として考えていかなければならないと思ひます。ひとつアイデアにはなりますが、地域としてさまざま震災遺構であったり、震災の教訓、資料等も持っておりますので、そういう企画展がそういうときに同時にできないかであるとか、それから一番最初質問にもございましたように、宿泊という観点から、合宿というところまでなかなか難しいのかもしれませんが、宿泊というところについてはJヴィレッジに福島県の職員が常駐すると聞いておりますので、福島県とも連携しながらそういうところを考えていくものだと、今のところ思っている状況です。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今教育委員会、企画課長から話があったように、連携を進めていくという程度になっているところですが、連携をするにもどこが窓口になってJヴィレッジと現在、Jヴィレッジの施設そのものとしては今復興に向けた整備をしているわけですが、ちゃんともともとあるJヴィレッジのスタッフというのはおりまして、企画運営をしているわけですがけれども、そういう人たちが例えば富岡町の施設ができ上がりました。ではどこかそういう話をして、連携をしてこういうことができるのかと話していくときに、その主体となるところは今の教育総務課長の話ですと、さくらスポーツが一応体育協会の事業をある程度担っているということなのですが、それはさくらスポーツにそういうことも含めてお願いをしていくというような方向になるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

第一義的には教育委員会委員の中で体協の事務局を担っていくということでございます。さくらスポーツにつきましては、協力していただくような立場で考えてございます。ですので、富岡町教育委員会の中に富岡町体育協会の事務局があるというイメージでご理解いただきたいと思います。ですから、窓口は富岡町教育委員会ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今教育委員会窓口ということでございますが、スポーツ大会、その他についての窓口ということで教育委員会ということだと思います。私どもとしましては、交流という観点からいけば私ども企画課が窓口になっていくべきものだと考えておりますので、今後Jヴィレッジの再開目標はございますが、Jヴィレッジとしてどのような運営をしていくのか、地域についてどういうふうにご貢献していくのか、貢献していただけるのかということも含めて、今から福島県を交えて考えていくと聞いておりますので、その都度都度我々もそういう会議があれば出席しながら意見を申し上げて、それから我々の考えも申し上げていきたいと思っております。

交流というところの観点からいけば、それから事業の全体調整ということの観点からいけば、窓口は企画課ということで考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からもお答えいたします。

役場組織全体として今ほど教育総務課と企画課から答弁ありました。基本そのような考えなのですが、基本的な考え方としてJヴィレッジはスポーツ振興だけのためではないのです、地域振興のためという大きな位置づけがあります。議員ご指摘のとおり、交流人口拡大という意味では双葉郡の本当に貴重な財産だと思いますし、それを活用しない手はございません。そういった意味では全体の窓口、恐らくJヴィレッジが今後どういう体制で動いていくのか、例えば31年から企画内容が決まっていく

わけです。そういったときにはアナウンスがいろいろあろうかと思います。先ほど待ちの姿勢だけではなくて、こちらからも情報を仕入れに行くなり、またそういった意味で県と連携を図る、そういった意味では基本は企画課というところになろうかと思います。あと実際スポーツ交流ということで施設を使ったり、教育的な観点からどうしたらいいかというのは、教育委員会がいろいろ関連のさくらスポーツと連携をしながらやっていくわけですが、全体どこかということになれば、企画課でJヴィレッジとのつながりは町として体制をとっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、6番、遠藤一善君の再質問を継続いたします。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） Jヴィレッジとの連携ということで、これからということになっていくと思うのですが、実際に31年4月というのは全面再開ということで、Jヴィレッジも来年には一部再開という形をとっておりますので、そういう連携が必要になってくると思いますので、ぜひとも連携を考えていただきたいと思います。何か聞くところによりますと、いわき市の新舞子のグラウンドはJヴィレッジが指定管理者という形で運営をしていて、連携をとっているということで、当然Jヴィレッジを中心にして南はいわき、北は富岡という形で施設をきちっと管理して連携をとってほしいと思うのですが、運営に関しましては先ほども片方が企画だったり、片方が教育委員会だったりということがあったわけですが、ぜひともどちらかに決めてJヴィレッジのスタッフといろんなこれからの打ち合わせを進めてほしいと思うのですが、その辺の検討を進めていただきたいと思いますが、それについて答弁をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 先ほども申し上げましたように、全体窓口ということで企画課ということでお答えを申し上げました。今ほどご提言、それからご意見いただいたような形で全体を調整していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） よろしく願いいたします。

それでは、続きまして（2）の富岡高校との連携に入っていきます。教育長の答弁にもありましたように、現実には富岡高校の休校ということであるわけですが、やはり実際休校という形にはなったわ

けですけれども、ほかの郡内の高校が10名ちょっとを超えたぐらいの卒業生だったのに対して、富岡高校は62名という卒業生がおりました。震災の後の状況においても62名の人を集められたというのは、やはり国際スポーツ科という特色のある学校の運営をしていたからと思うわけですけれども、教育長の見解としまして、双葉地区教育構想の中における富岡のあるべき姿というのは、これが実際今休校を迎えて振り返った中で失敗か成功かということよりも、この考え方そのものは、教育長の中ではどういう評価がありますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 今の遠藤議員の質問にお答えしますが、双葉地区教育構想そのものについては、バドミントンとかそういう国際スポーツの面では大変成果も上げていましたし、また富岡町内の中学校にビクトリーの子供たちもおりましたので、そういう広い意味では大変効果があったと思っております。また、過日富岡高校の卒業式に町長と一緒に出向いた折にも、62名の卒業生が大変立派な態度で卒業証書を授与され、また立派に育っていった姿を見て、私自身も富岡高校が休校になってしまうことは非常に残念に思っております。この点についてはひとえに県の方針でありますし、そのことについては私も残念ではあります。ただ今後J F Aアカデミー福島との関連を考えたときに、別な方策も考えていくことも必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今話があったように、富岡高校という一つの形は、違っはなかったのかなと思います。先ほどの答弁の中でも双葉地区教育構想の基幹校としての富岡の役割は双葉未来学園高校に当面引き継いでいくという話があったわけですけれども、やはり富岡町のこれからの復興ということを考えていきますと、先ほどの話にもありましたが、やはり町内の小学校、中学校を再開させた後に、その子たちが今度どうするのかということを考えていったときに、近い将来を考えたときにやはり町内に高校があるというのは非常に重要なのかなと思います。そういう意味でいけば、当然県立高校ですので、我が町がどうのこうのという形で進められるということではないと思うのですが、ぜひともやはり将来に向けて地元の子供の進学、そして富岡高校も地元だけではなくて外から、郡内以外の人たちも結構来ていたわけで、そういう人たちもまた来れるような形でやはり富岡高校を再開するという意志をどこかで、町としても教育委員会に、今話があったように同じ状態ということではないという、方策があるという教育長の話だったわけですけれども、そういういろんな方向性を考えながら、富岡高校を再開していくという一つの発信をすべきかと思うのですが、それに関してはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 今の質問にお答えいたします。

まさに遠藤議員がおっしゃるとおりの内容だと私も思っております。若干ちょっと補足して説明さ

させていただきますと、J F Aアカデミーの今後の方針について過日新双葉地区教育構想の会議の中で示されております。31年4月にJヴィレッジが再開した折に、J F Aアカデミー福島についてどうすべきか検討するという内容でありました。この内容でありますと、J F Aアカデミー福島が再開して、なおかつそれから富岡高校の再開について考えていくのでは、富岡町の教育そのものについての根幹も揺るいでしまうのではないかと考えております。そういう意味では先ほどお話ししましたように、富岡町の魅力を高校とどう結びつけていくかということが大事なことだと思っております。幸いに富岡高校には桜風寮という寮の施設もありますし、議員からお話がありましたように、町、郡内また県内からも広く集められる環境もありますので、双葉医療センターまた廃炉研究センター等富岡には魅力的な施設もありますし、そういうこともある意味では連携の一つと考えておりますので、その点を訴えながら、福島県の教育委員会にも富岡高校の再開に向けてのある意味では協議のテーブルについていただけるように話を進めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。一つの方策として、新しいのを全く作り上げるという形と、既存の富岡高校の国際スポーツ科を復活させるという考え方の2通りがあらうかと思うのですが、特にやはり一つの方向性で進めていくという中に、どうしても富岡高校を再開するのだという強い意気込みが必要なのかなと思うのですが、これから数年間にわたって今の教育長の話ですと、31年4月以降に考えるということであれば、まだ日にちはあるわけですが、やはり31年といっても、もうすぐそこに来ているわけですので、これから来年、再来年とここ二、三年に向けて町長としては町の全体の中を考えていったときに、高校という位置づけをどうしていきたいとお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えをいたします。

富岡高校が今まで担ってきた役割等は大変重要だと思っております。ご存じのとおり県立高校であります、富岡町内の学校であったということで小中高とつながるものもございました。でございますので、先ほど教育長からもご答弁させていただいたとおり、今後については県と十分協議をしながら再開等についても視野に入れて協議をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員のおっしゃることは十分理解をしています。ただ、富岡町この4月に帰還できることになりまして、そして小中学校の再開というものもこれからでございますから、高校そのものが今すぐにどうのということではない。教育長がお話しされた部分で十分ご理解いただいたと思いますけれども、町としてはやはり富岡町にあった高校ですから、これの再開というものを望むものであります、現在の状況では県に早急にという話にはならないと考えてございます。今回議員も

これらの休校式等々についてはご出席をいただいておりますから、その辺は知事の考え方等々についてもご理解をいただいているものと思いますが、町としては将来はぜひとも高等学校というものは必要だろうという考えを持っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。なかなか一朝一夕で進むものではありませんが、やはり一步一步将来に向けて富岡町の再生ということでいけば、やはり富岡高校、そしてJヴィレッジの連携というのは必要と考えておりますので、ぜひとも来年度以降そういうところも含めて、少し近い将来のことを含めて、当然きちっと今ある近々の課題も解決しなければならないわけですけれども、将来のことも含めてまた一つ一つ進めていっていただければと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由を求めます。

6番、遠藤一善君。

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、内容の説明を申し上げます。

富岡町行政機構改革により、富岡町課設置条例の一部が改正されたことに伴い、富岡町議会委員会条例第2条第1号及び第2号を改正するものであります。

内容については、別紙新旧対照表をごらんください。第2条第1号において、郡山支所の所管に関する事務を総務常任委員会の所管と定めるものであります。次に、第2条第2号において、「安全対策課」の名称を「生活環境課」に改め、また生活支援課の廃止に伴い、産業復興常任委員会の所管から削るものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日からとなっております。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告第6号 専決処分報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の理由を安全対策課長より求めます。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） それでは、報告第6号、専決処分について内容をご説明申し上げます。

報告第6号別紙、専決第4号、専決処分書をごらんください。平成28年4月22日に議決いただきました防災行政無線設備デジタル化改修工事に係る工事請負契約について、契約金額に変更が生じたことから、町長の専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号別紙資料をごらんください。工事請負変更契約書であります。本工事は町内全域の防災行政無線をアナログからデジタル方式に変更するものであり、福島再生加速化交付金事業で整備を行ったものです。変更の主な内容といたしましては、当初帰還困難区域を除く指定避難所として指定する予定施設への設置台数として200台を計上しておりましたが、平成28年度中に復旧が完了しない施設も出てきたことから、設置台数を精査し60台となり減額となりました。また、県道広野小高線に設置する海岸監視カメラ用の柱基礎をコンクリート基礎から、道路占用許可条件によりH溝打ち込み基礎方式に変更となり増額となりました。これら変更により、当初契約金額「3億5,656万2,000円」か

ら462万3,480円を減額し、「3億5,193万8,520円」に変更するものであり、増減率1.3%かつ500万円以下の減額であるため、規定事項に基づき専決処分したものであります。

以上のとおり報告いたします。よろしく申し上げます。

○町長（宮本皓一君） 報告第6号 専決処分の報告について富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対しまして質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第11号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで教育長より発言を求められておりますので、許可します。

教育長。

○教育長（石井賢一君） 本件につきましては、私自身のことにかかわることでもありますので、退席させていただきたくお願い申し上げます。

〔教育長（石井賢一君）退席〕

○議長（塚野芳美君） 教育長には今お話があったとおり、退席していただきました。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第11号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本案は、現教育長の石井賢一氏を引き続き教育長に任命したく、ご同意をお願いするものであります。石井氏は昭和28年7月27日に富岡町小浜字大膳町に生まれ、年齢は63歳、現在は郡山市桑野にお住まいです。昭和52年福島大学を卒業と同時に教職につかれ、平成26年3月に浪江町立浪江小学校長を退職。同年4月に富岡町教育委員に任命され、同時に富岡町教育長に選任され、現在1期目であります。改めてご説明するまでもなく、人格が高潔で、さらに教育行政への識見も高い方であります。本町においては来年4月を目標とする学校再開への取り組みや生涯学習施設、体育施設の利用促進などを推し進めていかなければなりません。加えて武道館改修など施設面の整備も続いてまいります。石井氏の現教育長としての任期は本年3月31日をもって満了となりますが、これら学校再開や魅力的な教育施策の充実、そのほか山積する教育課題の解決を図り、教育の場に震災前のにぎわいを取り戻していくため、本町の教育長として石井氏はまさに適任と考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は12名であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、早川恒久君、6番、遠藤一善君、7番、安藤正純君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成11票、反対1票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○教育長就任の挨拶

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました教育長の石井賢一さんよりご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時35分）

再 開 （午後 1時36分）

〔教育長（石井賢一君）入場〕

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

教育長にご挨拶をいただきます。

教育長、お願いいたします。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） 教育長の任命についてご同意をいただき、ありがとうございました。

先日富岡町内での学校再開の時期を30年4月と定めて準備してまいりる旨の報告をさせていただきました。ここではあくまでも再開の時期を示しただけであります。これからは議員の皆様、町民の皆様のご意見をいただきながら、町内校の方針や内容を明らかにしていかなければならないと考えております。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（塚野芳美君） 次に、議案第12号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度

の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件はさきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第12号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

条例の内容については、第1条、趣旨から第5条、軽自動車の減免規定までは、本質的には平成28年度の減免条例の規定と同様なものとなっております。

今回、第6条、国民健康保険税の減免規定、第7条、介護保険料の減免規定について新規の規定となりますので、ご説明いたします。まずは第6条、国民健康保険税の減免規定をごらんください。第6条第1項では、国民健康保険税の納税義務者が属する世帯が、平成23年3月11日に次の各号に掲げる事由に該当する場合は、その世帯における納税義務者に対する国民健康保険税を全額減免とするものであります。第1号では、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となっていた世帯。ただし、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに指定が解除された区域の世帯であって、平成28年度分の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除くとしたものでございます。この号以降、基準所得額を合算した額が600万円を超した世帯を上位所得層とさせていただきます。第2号では、緊急時避難準備区域の対象となっていた世帯及び指定避難勧奨地点で避難を行った世帯、ただし上位所得層を除くとしたものです。

次に、第2項においては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに解除された区域の世帯のうち、上位所得層については平成29年分の保険税のうち、平成29年4月から9月分までの保険税を減免としたものでございます。

第3項においては、前2項の規定による保険税の減免は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に納期限が到来する平成29年度分の保険税に適用するとしたものです。

第4項においては、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われていなかったため、平成29年3月分以前の保険税の納期限が平成29年4月1日以降に設定されている場合、平成23年3月分以降の保険税について減免の対象とするものでございます。

第5項においては、所得の更正等により保険税の変更があった場合には、平成29年度分の保険税について減免の対象とするものでございます。

次に、第7条、介護保険料の減免規定について説明いたします。第7条については、第6条、国民

健康保険税の条文を適用しておりますが、「保険税」とあるのを「保険料」とし、「世帯」とあるのを「被保険者」とし、「基準所得額を合算した額が600万円」とあるのを「個人の合計所得金額が633万円」と読みかえるものでございます。

第8条においては委任規定を定め、附則として第1項において、平成29年4月1日を施行期日とし、第2項において、施行日までに避難指示が解除された場合、第6条第2項及び第7条第2項の規定を適用するものとしたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町震災遺産保全等に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） それでは、議案第13号 富岡町震災遺産保全等に関する条例の制定について、その内容をご説明いたします。

今回の条例制定は、東日本大震災と原子力災害により富岡町及び富岡町民が経験した教訓や、それら被災により生まれた資料を震災遺産として位置づけ、保全、管理、活用を行い、地域としての富岡町、住民に及ぼしたさまざまな影響や教訓を発信することで風化の防止と、震災を乗り越えての町の

再生、復興に資することを目的に制定するものであります。

条例は全7条立てになってございます。第1条は目的として、地域及び住民に及ぼしたさまざまな影響や教訓を発信することで、風化の防止と町の再生・復興に資することを目的とすると規定したものでございます。

第2条には震災遺産の範囲を定め、第3条には基本方針として、富岡町震災遺産保全宣言の精神に基づき、保全活動を推進することを規定しており、別記として富岡町震災遺産保全条例の内容を明記してございます。なお、この宣言は、昨年3月にいわき明星大学を会場に行われました企画展示、富岡町の成り立ちと富岡夜の森同時開催、富岡町震災遺産展複合災害とこれからの開催にあわせ宣言されたものでございます。

第4条には、特に重要なものを震災遺産として認定し、認定を受けたものは町認定震災遺産として公称できることを定めております。

第5条については、前条で規定した町認定震災遺産の解除について。

第6条は、震災遺産を公開活用し、復旧に向かう姿を積極的に発信する姿勢を規定してございます。

第7条において、教育委員会の委任事項について定め、附則におきまして条例の施行期日を、平成29年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 第2条の（1）の一番後段、その他有形の所産、あと（4）、価値を有するものについて、具体的に中身を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

第2条のその他有形の所産につきましては、第1号で規定をしております建造物、標識、工芸品、その他ということで、そのほか規定されるものを全て網羅したものと、有形のものを想定してございます。そのような想定で作り込んでおるものでございます。

第4号の伝承等において活用の価値を有するものということですが、これにつきましてもさまざまな伝統芸能等々もございまして、それらを想定した文言でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町震災遺産保全等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数であります。（賛成11名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第14号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現行の富岡町公告式条例では、条例公布の掲示場所を町役場とし、災害等でこれによりがたいときは郡山事務所掲示場に掲示することができるとしておりましたが、4月1日の行政組織体制の改編に伴い、条例公布の掲示場を町役場、いわき支所及び郡山支所の3掲示場とするための改正でございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。資料1ページ、議案第14号別紙資料をごらんください。第2条第2項において、現行の町役場を改正案において別表に改め、同項ただし書き及び表を削り、改正案において別表（第2条関係）を加え、町役場、富岡町いわき支所、富岡町郡山支所の3カ所の掲示場について名称と所在地を定めております。

また、附則において本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町公告式条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第15号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の条例の改正は、利用者が個人番号カードを使用して住民票等の証明書発行をコンビニエンスストアのキオスク端末で交付される機能に、所得及び町県民税に係る課税証明書発行機能を追加させるものでございます。

議案第15号別紙資料、新旧対照表にてご説明いたします。2ページをお開きください。第3条第1号、個人番号カードの利用の規定に力、所得及び町県民税に係る課税証明書の条項を加えるものです。

附則として、施行期日を平成29年4月1日からとするものです。

説明は以上のとおりです。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 富岡町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町内の特別警戒を行うパトロール員の月額及び日額報酬を現在のパトロール実施体制にあわせて改正するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。資料3ページ、議案第16号別紙資料をごらんください。別表（第2条、第4条関係）中、パトロール員の報酬の額について、現行の月額「35万8,600円」を改正案において「27万6,320円」、現行の日額「1万6,300円」を改正案において「9,960円」に改め、附則において本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時02分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町長等の給与の削減期間を平成30年3月31日まで、1年間延長するための改正であります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。資料4ページ、議案第17号別紙資料をごらんください。第1条本文中、現行「平成29年3月31日」を改正案において「平成30年3月31日」に改め、附則において本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、応援職員として町に派遣されている職員に対し、帰省旅費等の支払いを可能とするための改正を行うものであります。なお、この件については県等から規定の整備を求められており、また震災復興特別交付税で財源措置されるものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。資料5ページ、議案第18号別紙資料をごらんください。第3条旅費の支給、第5項の次に第6項として、前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合、その他公費を支弁して旅行させる必要がある場合には旅費を支給するの1項を加えるもので、附則において本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 富岡町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第19号 富岡町税条例等の一部を改正する条例について

ご説明いたします。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律、並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることになりました。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。これに伴い、町税条例等の一部を改正する条例を制定するものでございます。

今回の条例改正は、第1条として現行の富岡町税条例等の一部を改正するもの。

第2条として、平成28年に改正されました富岡町税条例等の一部を改正する条例を一部改正するものです。

内容につきましては、議案第19号別紙資料にてご説明いたします。まずは第1条における改正の新旧対照表6ページをお開きください。第36条の2については、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更するものでございます。

次に、7ページをお開きください。附則第7条の3の2については、個人住民税における住宅ローン減税措置において適用期限を「平成31年」から「平成33年」まで延長するため、改正するものでございます。

次に、第2条による改正についてご説明いたします。8ページをお開きください。まずは第2条における改正の概要についてご説明いたします。今回の改正は、消費税増税の延期に伴い、平成29年4月1日施行予定でありました法人税、軽自動車税並びにたばこ税関連の改正を、平成31年10月1日まで一部延期するための改正であります。現行条例右の欄8ページから19ページにかけて第1条において、平成28年に改正されました平成29年4月1日施行分の税条例改正文を削除し、左側の欄19ページから25ページのとおり、第1条の2として削除しました改正文を再度規定し、平成31年10月1日執行分に修正するものであります。ただし、15ページの左の欄、第80条第1項及び第2項については、軽自動車税に関する申告書の様式番号を現行に合わせるための改正であり、18ページ、現行附則第16条の改正文においては、条文は削除せず、左側の改正文の規定とし、今回改正条例文中、第1条の2においても25ページ左の欄のとおり、附則第16条の改正文を規定しております。条例内容については18ページ、第1条中附則第16条の改正については、軽自動車税のグリーン化特例の1年延期に係る規定の整備であり、25ページの第1条の2中、附則第16条の改正については、軽自動車税の環境性能割の導入の期日が平成31年10月1日施行に変更になったことに伴う規定の整備となります。

結果として、附則第16条においては、新旧条文で施行日が平成29年4月1日と平成31年10月1日の両方で規定されることとなります。

次に、附則の改正についてご説明いたします。25ページをお開きください。今回の附則の改正については、施行日の変更とそれに伴う経過措置の細分化のための改正となります。附則第1条において

は、右の欄、現行の条文改正文中、附則第1条第2号に列挙されておりました「平成29年4月1日」の施行の一部の規定を、左の欄、改正後、附則第1条第4号に移行し、施行日を「平成31年10月1日」に変更するものでございます。内容につきましては、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期等が平成31年10月1日に変更になったことによる改正であります。

次に、右の欄、現行附則第2条第3号については、現行条文を削除し、左の欄、改正後、附則第2条の2として規定するものでございます。内容につきましては、町民法人税の経過措置において、法人税割の税率の引き下げが平成31年10月1日と変更になったことによる規定の整備でございます。

次に、附則第3条の2、軽自動車税に関する経過措置においては、軽自動車税の環境性能割の導入の期日が変更になったことに伴う、軽自動車税のクリーン化特例の1年延期に係る経過措置規定を新設したものでございます。

附則第4条においては、軽自動車税の環境性能割の導入の期日が変更になったことに伴う適用年度が、「平成29年度」から「平成32年度」に変更になった改正であります。

本改正条例の附則として、公布の日から施行し、第1条中、税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、特定非営利法人法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしたものでございます。

説明は以上のとおりとなります。審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 富岡町税条例等の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について、改正の内容についてご説明いたします。

今回の一部改正の内容は、平成27年4月に施行されたさきの介護保険法改正によって、平成29年4月から消費税が8%から10%に実施されることを前提に軽減対象者を拡大する予定となっておりますが、引き上げ時期が平成31年10月に延期となったことを受け、平成29年度においても現行制度どおり低所得者の保険料軽減について対象期間を延長するものであります。

なお、附則の追加につきましては、上位法であります介護保険法施行令附則第19条の改正に基づき、第1号被保険者の保険料段階、判定時における合計所得金額について租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いると定めるものであります。

それでは、一部改正内容について議案第20号別紙資料、富岡町介護保険条例新旧対照表に基づき説明いたします。第3章の保険料、（保険料率）の第14条第2項中、第1号被保険者第1段階対象者の保険料率を定める期間について、「平成28年度」から「平成29年度」に改めるものであります。

附則2、第8条、平成29年度における介護保険料率の特例を加えて、第1号から第9号までの各号で定める第1号被保険者の区分について、それぞれ介護保険法施行令附則第19条第1項の第1号から第9号に掲げるものと定めるものであります。

附則において、この条例の施行日を平成29年4月1日からとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第21号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

今回の条例は、平成29年度から指定管理者により維持管理運営を行う富岡町複合商業施設において入居テナント専用の駐車場を指定駐車場として区画し、使用料を徴収するために必要な事項を定めるために条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表29ページの議案第21号別紙資料をごらんください。現行の富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例第12条の使用料の徴収に関し、別表中3の次に4として指定駐車場の使用料を新たに規定し、1区画当たり月額3,000円とするものであります。

なお、本条例については附則において平成29年4月1日から施行するものでございます。

内容の説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 富岡町複合商業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚野芳美君） 起立多数。（賛成11名 反対1名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時45分)

再 開 (午後 2時47分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井和弘君) それでは、議案第22号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、平成28年度中に受けた2件の指定寄附金4万円を奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第22号別紙資料30ページをごらんいただきたいと思います。第2条第1項中、基金の額、現行の「原資3億4,672万7,500円」を改正案、「原資3億4,676万7,500円」に改め、同条第2項中原資のうち現行の「1,822万7,500円」を改正案「1,826万7,500円」に改めるものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。別表中、「その他篤志家奨学基金22万7,500円」を「その他篤志家奨学基金26万7,500円」に、計の欄中「1,822万7,500円」を「1,826万7,500円」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第23号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

広く町民の福祉を増進するための場を提供し、町民生活の福祉の向上に資することを目的として設置されました富岡町総合福祉センターの管理運営について、指定管理者の指定につき同意を求めるものであります。

議案第23号別紙資料をごらん願います。業務内容は、（１）総合福祉センターの管理運営、（２）総合福祉センターの維持管理に関する業務、（３）総合福祉センターの使用許可に関する業務、（４）総合福祉センターの使用料徴収に関すること、（５）総合福祉センターの設置の目的を達成するための必要な業務、（６）その他町長が特に必要と認めるものであります。

指定管理者の募集につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、富岡町総合福祉センター指定管理者募集要項により、平成29年1月27日から2月10日まで行ったところであり、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会から申請書の提出がなされました。指定管理者の選定は、富岡町指定管理者選定委員会要綱に基づき、平成28年2月15日に開催いたしました。選定委員会においては、富岡町社会福祉協議会から提出された申請書をもとに審査を行いました。審査の評価は、帰町した人々が健康で安心した生活ができるよう継続して安定したサービスを提供することが非常に重要であります。同社会福祉法人は震災前から指定管理者として質の高いサービスを継続提供し、避難指示解除後も安定した管理運営が期待できるものと評価いたしました。また、施設の設置目的、利用者の平等利用、安全性、管理の責任について認識が深く、かつ町民との信頼関係が築かれる実績があることは心強いものと評価いたしました。

以上の評価のもとに総合福祉センターの管理経費の削減等に運営努力を行うことを前提といたしまして、富岡町中央1丁目8番地の1、社会福祉法人富岡町社会福祉協議会会長、宮本皓一を指定管理者に選定いたしました。

選定期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であり、指定管理料は1年間税込みで717万4,000円であります。

以上が説明内容となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 富岡町総合福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第24号 不動産の取得についての内容を説明申し上げます。

取得を予定いたします不動産は、大和ハウス工業株式会社福島支社が本町との災害公営住宅整備事業基本協定に基づき建設整備を進めております第2期第1工区の戸建て災害住宅14戸でございます。今般建設工事に着手でき、本年5月末からの順次住宅の引き渡しを受けることが見通せる状況となったことから、木造平家建て2LDKタイプ11戸、木造2階建て3LDKタイプ3戸、並びにこれらに附属する物置、駐車場及び緑道通路、ごみ置き場など附帯施設を基本協定に基づき引き受けいたすために、当該不動産の売買契約を締結しようとするものでございます。

議案第24号別紙資料をごらんいただきたいと思います。基本協定に基づき大和ハウス工業株式会社が建設整備した不動産を本町が3億8,414万7,360円で買い取る、富岡町災害公営住宅整備事業第2期第1工区分売買契約書の案でございます。

なお、第2期分のうち、2工区、3工区として整備を進めます曲田地区集合住宅40戸、栄町地区集合住宅50戸の買い取り契約につきましては、これらの建設工事の進捗を見きわめ、来年度において順次買い取り契約を締結してまいりたいと考えておりますので、申し添え、ご理解をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 簡単にで結構ですから、坪数からいくとかなり坪単価というのは高いなという感じするのです。11戸と3戸で14戸分ですか。大体1棟2,700万円ぐらいになるのかなと思うのですけれども。平米からいうと20坪とか25坪とかそういったような面積だと思うのですが、これだけではちょっと私たちの感覚ではかなり坪単価が高いなと思うのですが、物置とか駐車場はコンクリートになっているとかカーポートがあるとかあとはごみ置き場があるとか、そういった附属を含めればこれ妥当な金額なのでしょうか。簡単にでいいですから、説明してください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えいたします。

買い取り費用の中には今ほどご質問にありました駐車場、それから物置等々も入ってございます。それからその下地となる造成工事についても費用の中に入っているということで、若干割高感はあると思います。参考までですが、1期50戸につきましては、戸当たりの単価としまして3,200万円、今回は3,700万円程度、若干高目ではございますが、ボリュームに対しての高上がり感と私どもは感じております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 動産の処分についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第25号 動産の処分についてご説明申し上げ

ます。

今回の案件は、震災後5年5カ月にわたり大玉応急仮設住宅等入居者の健康を守ってきました大玉仮設診療所が本年3月をもって閉所するに伴い、備品を譲渡するもので、富岡町財産の交換・譲渡・無償貸付等に関する条例第6条の規定で、備品の金額を問わず公益上の必要に応じ、国もしくは他の公共団体または私人に物品を譲渡するときは議会の議決を求めることから議案を提出するものです。

このトレーラーハウスは、当診療所ができる前、応急仮設住宅の集会場を利用して診療を始めたときに、事務室及び臨時待合室、そして感染症の疑いのある方の特別診療として利用するために、公益社団法人日本医師会から寄贈いただいたものであります。ついては、大玉仮設診療所の閉所に伴い、使用見込みがなくなった備品の有効活用を図るために、一般社団法人双葉郡医師会へ無償譲渡するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 動産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 動産の処分についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第26号 動産の処分についてご説明申し上げます。

この案件は、前の議案第25号同様、大玉仮設診療所の閉所に伴い、備品を無償譲渡するものであり、富岡町財産の交換・譲渡・無償貸付等に関する条例第6条の規定で、備品の金額を問わず公益上の必

要に応じ、国もしくは他の地方公共団体または私人に物品を譲渡するときは議会の議決を求めることから議案を提出するものでございます。

このポータブルエックス線撮影装置は、本来入院設備のある病院等において回診用として使用されるものでありますが、狭い大玉仮設診療所内でレントゲン撮影が必要となった場合に対応するために、一般財源法人双葉郡医師会から寄贈いただいたものであります。ついては当診療所閉所に伴い、使用見込みがなくなった備品の有効活用を図るために、双葉郡医師会の紹介によりまして、公益財団法人星総合病院へ無償譲渡するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 動産の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 工事委託協定の一部変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第27号 工事委託協定の一部変更について、別紙資料13ページ、別紙説明資料1の1をごらんください。

富岡町公共下水道富岡浄化センターの災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてであります。変更内容は、第1条、原協定第4条第1項中、「30億円」を「28億8,225万円」に改め、乙、代表者理事長「谷戸善彦」を「辻原俊博」に変更するものです。

本協定は平成26年8月7日に別紙説明資料1の2のとおり、当初協定額25億8,943万4,000円で議会の議決を受け、建設工事委託金額が上昇したことなどから、平成27年9月15日には別紙説明資料1の

3のとおり30億円で協定額の変更の議決をいただいたものです。協定額は事業費の限度額を設定しているものであり、工事の進捗により事業費を精査し、協定額を変更して議会の承認を願うものです。

続いて、変更の内容をご説明申し上げます。別紙説明資料2をごらんください。上段中央より右側に協定額内訳の記載がございます。各工事の下段黒文字が変更前、上段赤文字が変更後となっております。変更前は各工事の契約金額及び変更増を見込んだ金額であり、変更後は各工事の事業精査をした金額となります。各工事の事業変更内容は下段中央より右側に記載のとおり、災害復旧建設工事、災害復旧建設設備工事、災害復旧機械設備工事、災害復旧電気設備工事、管理諸費における数量などの増減によるものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 工事委託協定の一部変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時12分）

平成29年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成29年3月8日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第28号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第8号)

議案第29号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第30号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第31号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第32号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第33号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)

議案第34号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第35号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第4号)

議案第36号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成29年度富岡町一般会計予算

議案第38号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第28号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第8号)

- 議案第29号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第30号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
 予算（第3号）
 議案第31号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第32号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第33号 平成28年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）
 議案第34号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第35号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）
 議案第36号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第37号 平成29年度富岡町一般会計予算
-

○出席議員（13名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町	長	宮本皓一君	
副町	長	齊藤紀明君	
副町	長	滝沢一美君	
教	育	長	石井賢一君
参	事	兼	佐藤臣克君
会	計	管	理
参	事	兼	伏見克彦君
総	務	課	長
企	画	課	長
		林	紀夫君

税務課長	三	瓶	雅	弘	君
参事兼 健康福祉課長	猪	狩		隆	君
住民課長	植	杉	昭	弘	君
参事兼 安全対策課長	渡	辺	弘	道	君
参事兼 産業振興課長	菅	野	利	行	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	小	林	元	一	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
統括出張所長	三	瓶	直	人	君
参事兼 生活支援課長	林		志	信	君
総務課長補佐	遠	藤	博	生	君
復興推進課長 補佐兼 除染対策係長	坂	本	隆	広	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 会事務局 局長	志	賀	智	秀
議事 会事務局 係長	大	和	田	豊
議事 会事務局 主任	藤	田	志	穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 宇佐神 幸 一 君

10番 高 野 泰 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第28号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(伏見克彦君) それでは、議案第28号 平成28年度富岡町一般会計補正予算(第8号)の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、事業精査等による減額で、既定の予算から歳入歳出それぞれ31億9,284万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229億5,958万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税2,080万2,000円の増額につきましては、第1項町民税において個人町民税現年課税分の収入見込みなどにより832万4,000円の増、第2項固定資産税において滞納繰り越し分の収入見込み等により272万7,000円の減、第3項軽自動車税において現年課税分の収入見込みなどにより22万9,000円の減、第4項町たばこ税において現年課税分の収入見込みにより1,543万4,000円の増額などによるものであります。

第2款地方譲与税50万1,000円の減額につきましては、額の確定により第2項自動車重量税において50万円の減額、第3項地方道路譲与税において1,000円を減額したことによるものであります。

第6款第1項地方消費税交付金につきましては、交付額決定により2,663万4,000円を減額するものであります。

第7款第1項自動車取得税交付金につきましては、交付額決定により137万6,000円を減額するものであります。

第9款第1項地方交付税18億579万3,000円の増額は、特別交付税の交付見込みにより3,596万7,000円を減額する一方で、震災復興特別交付税の交付見込みにより18億4,176万円を増額することによるものであります。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金133万円の減額は、収入見込みにより老人福祉施設入所負担金116万3,000円の減、心身障がい児就学指導審議会負担金16万6,000円の減等によるものであります。

第12款使用料及び手数料430万3,000円の増額につきましては、第1項使用料において総合運動場使用料416万円の増等により464万8,000円の増額。第2項手数料において各種証明書の交付手数料など34万5,000円の減などによるものであります。

4ページをお開き願います。第13款国庫支出金25億8,677万2,000円の減額は、第1項国庫負担金において児童手当負担金2,067万5,000円の減などにより2,217万4,000円を減額し、第2項国庫補助金において津波・原子力災害被災区域雇用創出企業立地補助金11億138万6,000円の減、福島再生加速化交付金7億4,611万1,000円の減、復興交付金1億5,363万円の減などにより21億3,789万4,000円を減額し、第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金2億1,028万2,000円、福島避難指示解除等区域生活環境整備事業委託金2億1,538万円の減等により、4億2,670万4,000円を減額するものであります。

第14款県支出金9,748万2,000円の減額につきましては、第1項県負担金において福島県災害弔慰金等負担金3,656万3,000円の減額など4,482万2,000円を減額し、第2項県補助金においては営農再開支援事業補助金1億4,128万3,000円の減額となる一方で、避難地域復興拠点推進交付金9,803万9,000円の増額等により5,239万1,000円を減額し、第3項県委託金26万9,000円を減額したことによるものであります。

第15款財産収入124万2,000円の増額は、第1項財産運用収入において基金利子138万3,000円の減、土地建物貸付収入263万6,000円の増等により、127万2,000円の増額となったことによるものであります。

第16款第1項寄附金297万1,000円の増額は、一般寄附金100万2,000円の増、ふるさと納税寄附金102万2,000円の増、災害義援金94万7,000円の増によるものであります。

第17款繰入金第2項基金繰入金23億4,717万円の減額につきましては、財政調整基金繰入金5億

8,428万7,000円、町勢振興基金繰入金6億円、復興交付金基金繰入金9億5,939万5,000円の減額などによるものであります。

第19款諸収入4,331万3,000円の増額につきましては、原子力事故損害賠償金4,179万7,000円、療養給付費等負担金返納金231万9,000円の増額などにより、5ページをごらんいただきたいと思っております。第4項雑入において4,326万6,000円の増額になったことが主な要因でございます。

第20款第1項町債1,000万円の減額は、福島県災害援護支援貸付金1,000万円の減額によるもので、歳入合計31億9,284万1,000円の減額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。6ページをお開き願います。第1款第1項議会費576万9,000円の減額は、議員活動費519万7,000円の減額等によるものであります。

第2款総務費1億9,998万円の減額は、第1項総務管理費において庁舎機能回復事業の精査により2,244万8,000円、富岡町災害復興計画策定業務委託料4,500万円、集会所維持管理工事費3,062万円、復興交付金積立金1億5,417万9,000円を減額する一方、避難地域復興拠点推進交付金基金積立金9,803万9,000円の増などにより1億8,993万7,000円を減額し、第2項徴税費において賦課徴収事務諸経費232万円、町税過誤納還付金752万2,000円など1,041万4,000円を減額し、さらに第3項戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード関連事務交付金の増により65万5,000円を増額したことなどが主な要因であります。

第3款民生費1億7,335万8,000円の減額は、第1項社会福祉費において臨時福祉給付金給付事業費2,167万9,000円の減額、総合福祉センター改修工事等の確定に伴い施設管理費2,812万円の減額などにより5,714万円を減額し、第2項児童福祉費において保育施設運営費242万円の減額、児童手当支給事業費730万円の減額などにより1,108万4,000円を減額し、第3項災害救助費において東日本大震災救助経費1,606万9,000円の減額、放射線健康調査事業3,686万3,000円の減額、応急仮設住宅維持管理費3,878万9,000円の減額などにより、1億513万4,000円の減額としたことによるものでございます。

第4款衛生費1億1,556万1,000円の減額につきましては、第1項保健衛生費において住宅清掃費補助金8,500万円、害虫駆除委託料1,441万5,000円の減額等により、合わせて1億1,873万7,000円を減額したことなどによるものであります。

第5款労働費につきましては、第1項労働諸費において財源を更正したものでございます。

6ページから7ページになります。第6款農林水産業費2億192万8,000円の減額につきましては、第1項農業費において多目的集会所改修工事精査により、多目的集会所管理事業費3,603万9,000円の減、営農再開支援事業費1億623万2,000円の減、土地改良区運営補助事業費1,460万円の減などにより、2億191万円を減額したことによるものであります。

第7款第1項商工費2億8,319万1,000円の減額につきましては、商業拠点施設整備事業費2億34万円の減額、富岡産業団地整備に係る測量設計委託料7,480万円の減額などによるものであります。

第8款土木費16億8,739万1,000円の減額につきましては、第2項道路橋梁費において橋梁補修工事

費4,000万円の減額、道路整備工事費2億1,740万7,000円の減額などにより2億9,815万7,000円を減額し、第4項都市計画費において防災集団移転事業費、がけ地近接等危険住宅移転事業費、津波被災住宅再建支援事業費の移転元の土地購入費や住宅建設移転費の助成金など合わせて12億9,598万1,000円を減額し、第5項住宅費において災害公営住宅第1期分整備事業の精査により8,156万1,000円を減額したことなどによるものであります。

第9款第1項消防費2億1,672万6,000円の減額につきましては、防災行政無線移設工事費1億9,500万円の減額、消防施設維持補修費において修繕料600万円の減額、富岡町防火防犯パトロール委託料500万円の減額などによるものであります。

第10款教育費6,714万7,000円の減額につきましては、第1項教育総務費において事業精査により1,277万円を減額し、第6項保健体育費において多目的広場復旧工事費2,600万円の減及び調査委託料2,500万円の減など、体育施設管理費において5,101万4,000円を減額したことなどによるものであります。

次に、8ページをお開き願います。第11款災害復旧費2億4,179万円の減額につきましては、第1項農林水産業施設災害復旧費において漁港災害復旧事業に係る漁具倉庫等建築工事が来年度以降となることから2億663万4,000円を減額したことなどにより2億1,195万8,000円を減額し、第2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業費において、本年度実施する災害復旧工事費が確定したことから3,003万9,000円を減額したことによるもので、歳出総額、歳出合計31億9,284万1,000円の減額補正となっております。

次に、10ページから11ページをお開き願います。第2表継続費補正であります。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、庁舎機能回復事業につきましては、契約額の確定により年割額の平成28年度2億8,700万円を2億7,279万2,000円に変更し、総額12億5,697万6,000円を12億4,276万8,000円に減額補正するものであります。

12ページをお開き願います。第3表繰越明許費補正であります。第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、事業名、通知カード・個人番号カード関連事業の委任に係る交付金108万5,000円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、商業拠点施設整備事業工事費1,200万円、第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、町道維持管理工事費4,500万円、第9款消防費、第1項消防費、事業名、福島県総合情報通信ネットワーク移設事業等負担金1,089万6,000円、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地等災害復旧事業補償費266万1,000円につきましては、年度をまたぎ事業を実施することとなったことから、追加で繰越明許費を設定するものであります。

続いて、13ページをごらんください。第4表債務負担行為補正につきましては、設計図書の作成や工事監理業務などを実施する発注者支援業務の平成29年度当初より委託するため、期間を平成29年度、限度額を6,480万円とする債務負担行為の設定をするものであります。また、総合体育館機械警備業務委託料を限度額60万円として債務負担行為の設定をいたしました。業務内容を追加したことから

限度額を70万円に増額補正を行うものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。18ページをお開きいただきたいと思ひます。18、19ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 総合運動場使用料の416万円の総面積、貸している分の総面積と平米当たりの単価、どこにどういう内容でいつまで貸しているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

富岡町総合運動場につきましては、貸し出している面積につきましては7,258平米でございます。貸し出している相手につきましては、前田建設工業株式会社でございます。災害復旧工事に係る資材置き場として貸し出しているところでございます。あわせまして単価でございますが、富岡町の社会体育施設条例に基づきましての算定でございます。1時間当たり3,500円の単価になりますので、それに平米数を掛けまして、8時間という時間で割り返してございます。その金額で29年の3月31日までの181日間という期間での計算でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 24時間貸した日から資材関係置きっ放しなのだから、ちょっと計算の考え方がおかしいのではないか。それとこの前田建設さんに貸しているのはいいのだけれども、災害復旧ということで、どこの場所、1Fの中なのかどうなのか。仮に線量の高いところに車が入り出して、最低限度放射線量を高いところから低いところに持ってきていないとは思いますが、基本的に考え方、今4月1日に解除しようとしているのに、総合運動場の周辺は解除地域だからせめて気持ちよく町民の人に戻ってもらうのであれば、3月いっぱい撤退してもらって、後にちゃんと整備してどの場面

かですぐ使えるようなことを所管課では考えているのか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

1日24時間の作業が生じないということなものですから、減免をさせていただいて8時間という計算をさせていただいてございました。

なお、資材におきましては、公共工事等の資材ということですが、1Fの資材も入っていると聞いてございますが。なお、新品なものの資材置き場と聞いてございます。

今後の見通しでございますが、現在もまだ資材が置かれている状況でございます。前田建設とは話をしてございまして、使用期間が3月31日と区切ってございますが、まだ資材がございますので、早急に撤去をお願いするということで考えてございます。それにあわせて、許可の条件といたしましては、使用期間終了後に原状回復ということで条件をつけてございますので、もとに戻して返していただくように考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 町長、やはり4月1日に解除して、私がここで言ったのでは申しわけないのだけれども、玉塚行政区に対してもしっかりした条件で戻ってきてくださいという状態にもなると思う。6号線沿いの大林JVの事務所からずっとトレーラー入ってきて、朝結構早くからやっていますから。そういうものは余り見たくもないし、総合運動場のかいわいだって結構な家がまだ残っていますから、そこら辺は十二分町長として3月いっぱい切って、4月以降は町民の人が戻ったときに使えるような体制に整えてください。よろしく願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 先ほど申し上げましたように、貸し出す期間が3月31日ということでございますが、大変申しわけございませんが、資材等または工事関連のものを撤去する時間もかかるという申し出をいただいておりますので、なるべく早く物はなくしたいとは考えておりますが、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の分、十分私も理解しています。これらについては期日が3月31日ということですので、31日には当然材料もなくなり、それから傷んでいけば当然修復をして返していただけるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 環境放射線モニタリング事業交付金25万1,000円減額になっているのですが、減額するのではなく、増額して事細かくどこまでどういうポイントでやっている事業なのかわかりませんが、こういうものは余計に過剰的にやっていってもらいたいと思うのだけれども、29年度予算はちょっと見ていないからわからないのだけれども、どのように現課で考えているか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 環境放射線モニタリング事業につきましては、ことし委託事業を入札によって決定した金額で、歳出が減額になったものでございますので、歳入の国の補助金があわせて減額になったということでございます。

来年度につきましても、ことし同様、ポイント142カ所の測定をしていくということで、今年と同様な事業展開をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 請け差ですか。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 済みません。歳出の請け差による歳入の減額でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 建物保険金収入、原子力事故損害賠償金というところなのですが、4,179万7,000円、これに対しての賠償金の請求額総額、幾ら出したうちの4,100万円なのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） お答え申し上げます。

賠償金といたしましては、これまで平成23年度からになります、16億2,488万8,587円という全体の請求をいたしております。そのうちことしまでに入金になっておりますのが7億2,992万8,000円という金額でございます。そのうち原子力損害賠償金4,179万7,000円として上げておりますのは、さきに12月での補正も行ってありますが、平成24年度からの体育施設等の管理費等について合意がなったものが入ってきているという状況でございます。まだまだ請求はいたしておりますものの、東電との合意がまだというものが多くございますが、それにつきましても東電との交渉を進めて、早急に合意をかち得て請求していくという形をとってまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） このことは随分前から常任委員会の中でも私は言っているのだけれども、とにかく出すものは出して、回収するのは回収していかないと、町財政が逼迫してくると思う。4月1日に解除するわけだから、全部ではなくても、準備区域と居住制限区域は、宙に浮いている部分はなるべく早く折衝して金額を決めて、一日でも早く回収していくようなやり方をとってください。一生懸命やっているのはわかりますけれども、よろしく願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） これまで27年度分までは一応請求はいたしております。28年度分につきましても確定次第また請求をして、東電との合意を早急に締結して収入となるような形をとってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
- 〔「はい」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 64、65ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 66、67ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 72、73ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 74、75ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 76、77ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 前のページの最後に、防災集団移転事業とがけ地隣接、津波被災再建があるのですが、減額補正が出てきたということは思うより移転交渉が進んでいないのかなと思うのですが、たしか期限があったと、始まる時に聞いていたのですけれども、その辺の状況と進捗状況をお知らせ願えればと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

期限につきましては、防災集団移転事業は平成29年度までということで大臣承認をいただいているところでございます。進捗につきましては、仮置き場に使用されている用地であるということもございまして、先ほどの全員協議会でもそちらの年数は防災林減災施設に間に合うようにと、平成30年に間に合うようにということで解体を進めていく、撤去を進めていくということが出ましたので、こちらにあわせて地権者の方々の土地の買い取り、こちらが進んでいくものということで思っております。それに伴いまして、今年度はなかなかご理解が得られなかったということもございまして、平成29年度予算でこちらは全力を挙げて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） この期限を国で延長を認めるということの見通しというのはないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 申請におきましては、現況にあわせて国とは協議すれば延長もあり得るものと考えておるところでございしますが、我々の拠点となる駅前、曲田につきましては減災施設ができ上がることを前提に、安心、安全が担保されるということもございしますので、当面の間は平成29年度の目標に一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 29年度で聞けばいいのかと思ったのですがけれども、工事費関係とか防災のパトロール関係とかいろいろな場面で危険手当3,300円、6,600円、工事費であれば直工に1.6掛けるとか、もろもろのやり方で28年度3月31日までは来ていると思うのだけれども、4月1日に解除になったときに29年度はどう変わっていくのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 工事関係の手当につきましては、解除後についてはなくなる方向性であると伺っております。

工事関係は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

前日議会同意いただいた案件と同様にご説明したとおり、解除になれば特別手当分がなくなるということになります。ただし、パトロールにおいては帰還困難区域もパトロールを実施しますので、そ

の分は3,000円からという形の手当分を計上しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほか特勤手当で関係している事業を持っている部署はございますか。
総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 職員の特殊勤務手当につきましては、帰還困難区域についてはそのまま残りますが、それ以外については解除と同時になくなると。居住制限等の手当についてはなくなるということでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） その状態で29年度関係課事業費をつかんでいると思うのですけれども、今の答弁を聞いても解除に伴ってそうなるでしょうから。業者関係の確保をどのように予測しているのか。人は楽をして高いお金をもらえるほうに回るわけですから、そうなってくると逃げ場的には準備区域、居住制限区域を外した除染関係に移行していくと思う。なおかつ国直轄で発注しているものは、3月まで出しているものは出した時点の契約日で29年度4月1日以降も危険手当は発生しているわけですから。そうすると4月1日で県、各自治体、それに準ずる組織は手当がゼロになるわけですから、そこら辺の予測はどんなふうを考えて29年度当初予算組んでいるか、教えてください。

○議長（塚野芳美君） 12番議員、そこまでいくと29年度の当初予算で細かに説明を受けたほうがよろしいと思いますけれども、よろしいですか。

○12番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 何点かちょっと確認させてください。

まず、先ほど6番議員が質問した防災集団移転、私所管なのですけれども、この問題は大変所管課が苦勞している問題なのかなと思うのです。それで国で見られるうち、毎年計上しては、下げて大変苦勞していると思うのですが、期限を切って地権者にきちっと言わないと、なかなか地権者が貸しておいて収入を上げて最終的に同じ金額で売りたいと、これは誰しものが考えることだと思いますので、ぜひ29年とか29年度いっぱいとか、30年度いっぱいとかきちっと期限を切って交渉に当たったらいいいのかなと思いますので、その辺ぜひ考え方をお聞かせください。

あと1点なのですが、放射線モニタリング、いろんな部署に検証委員会とかそういうものもありますし、いろんな部署にモニタリングの予算があろうかと思うのです。今回ちょっと見当たらないのですが、1項目、2項目ぐらいなのですが、金額は小さいのですが、先ほど請け差を減額ということなのですが、ぜひこういうもの、請け差の減額は当然これある話ですけれども、これをまた随契か何かで足すような方式でまだより緻密な調査をすとか、できるのであれば有効に使っていただきたい。といいますのは、予算でもこっちの補正でもどっちでもいいのかなと思うのですが、要は今回解除する

に当たって全協やら何やらでいろんな提言されています。私もいろんなことを言ってきたかなと思うのですが、解除に当たっての国でやるべきこと、放射線モニタリングとか線量の高い箇所は一日も早く下げる努力してくださいよとかいろいろお願いはしていると思うのですが、そういう部分のまだ着工を見ていない工事に関してはいつぐらいに着工するのか。そういう部分の際除染とか民間のフォローアップ除染の中で高い数字の場所はいつから除染が始まるのか。

というのは4月1日解除になれば当然、17日も私言いましたが、町民は戻る人は戻ってくる、改築始まる人はやっと解除になったから改築しようとか、新築しようとか、いろんな状況が生まれるかと思うのです。そういう中でやっぱり高いところに建物をつくったり、改築したりして、後で取り返しのつかない問題が起きるとやっぱり町の責任も、町にも一端の責任はあろうかと思しますので、その辺はぜひ国にもスピードを上げてやってもらおうと。町でもいろんな予算化をして、そういう町民の窓口でも設けて、町民からそういう一報があったらすぐ町が飛んで行って、環境省とは別に線量調査をすると。線量調査をして環境省にぜひあしたからでもやれということであれば、強いアクションになろうかと思しますので、その辺をぜひやってほしかったのですが、新年度はどういう予算組んでいるかわからないですけども、そういうことをぜひ町にもスピードアップしてやっていただきたいと思うのですが。まず、線量の高い箇所のフォローアップ除染、あとは際除染とか、そういうものがいつから始まるのか。多分今検討中、今工法の割り出ししていますとかといろいろ言うてくるのかと思うのですが、この期間が余り長過ぎるということですので、ぜひその辺を国に強く言っていただきたいし、着工が明確になったのであれば教えていただきたい。

あともう一点なのですが、先ほど安全対策で消防のパトロール、困難区域の中もパトロールするということで、当然危険手当つくものだと思っていますが、数字的にちょっと3,000円とかという話出ましたが、どういう考え方の3,000円なのか。本来であれば時間割にするのか半日か1日にするのかという考え方なのでしょうけれども、半日とすれば危険手当60%、1日だと1万円です。3,000円とする根拠をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 大きく4点ありましたので、順に担当課お答えください。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、1点目の防災集団移転事業についてご説明させていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、大変苦勞の中、我々職員鋭意頑張っているところでございますが、やはりご存じのように仮置き場に使われているということもございまして、今回明確に環境省で時期を3区域に分けて返していく時期が明確になりましたので、こちらに基づきまして今現在は川北については仮置き場になっていないということをご理解いただきまして、現在のところ21名の方にはご理解いただいて、土地を購入させていただいているところでございます。今後環境省の仮置き場につきまして防災林になるところ、あとは防災林から外れ防災集団移転事業の用地としてしか買えない

ところ、こういうところをきちっと分けまして、年度的には私たちは29年度、先ほどお話しさせてもらいましたように、そういう施設があって初めて安全が担保されるということなもので、こちらにつきまして町民のご理解をいただきながら、関係者、権利者のご理解をいただきながら、来年度一生懸命進めていきたいと思っております。

また、県の防災林あと海岸堤防、海岸道路になるところにつきましては、随時仮置き場の規模を縮小しながら、32年度の復興期間、こちらに間に合うように頑張るということで県からは確認しておりますので、まずはできるところから町民にご理解いただきながら進めていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

パトロールの報酬的なものは日額報酬6,000円、プラス手当分として3,960円、日当分として2,400円を計上しております。帰還困難区域におきましては、パトロール時間2時間程度、4時間未満ということで、その分の前回の手当の6割、3,960円という形になっております。もちろん避難指示解除準備区域と居住制限区域については、解除になると危険手当分がなくなるということで、3,960円という形の手当分として計上しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 帰還困難区域の境の際除染の件ですが、そちらにつきましては現在小浜、深谷、あと大熊に隣接しています蛇谷須地区、そちらの地権者に連絡をとっております、ほぼ同意を得ております。環境省ではこちらの除染につきましては、3月下旬ということで、今月の下旬から工事をスタートするという事で聞いております。

また、4月以降のフォローアップ除染ですが、こちらにつきましては事後モニタリングがほぼ完了しております。その数字に基づきまして、今後フォローアップの箇所を決定するという事ですが、先週除染解体推進会議ということで町と国、内閣府と環境省の会議がありますが、そちらのほうでもポイントについて早急にまとめて、4月以降新年度に入ってすぐフォローアップができるようなことで調整を進めております。

また、先日町民が4月以降のフォローアップがどういう場所をやるかというのが全くわからないというところもありますので、こういう場所が高いので4月以降はこんな除染をやりますよということで広報、ホームページ等でしっかりと周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 線量モニタリングをもっと充実すべきという点。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 線量モニタリング事業について回答いたします。

帰還した町民、それから一時帰宅した町民が安心して生活できるためにということで、環境放射線のモニタリング事業を実施しております。この内容につきましては、議員ご承知のとおり、1つは先ほども申し上げましたけれども、町内の現在142カ所の地点の空間線量の調査事業、それから町内の公共施設の土壌調査事業、それから29年度では新たに町内の歩道のモニタリング事業ということを行いたいと考えております。ただし、この事業につきまして予算を有効にということでございますが、せっかく国の、それから県の補助金をいただいておりますので、有効に使いたいとは考えております。ことしもそうでございますが、国でやはりいろんな規則がございます、入札でやるという形になりますと、どうしても請け差が出てくるということはお理解いただきたいと思います。ただし、町ではその予算を有効に活用するためにいろいろなポイントをかえたりふやしたり、いろんな事業展開地点をふやしたり対応しておるところでございますけれども、もちろん町民の希望者があった場合には、そのモニタリング事業者が即時に対応するという形で今までもやっておりますので、今後ともこの予算を有効に使うために、町民のために対応していきたいとは考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 大半は理解できました。津波の移転ですけれども、苦勞していることはわかります。そういう中で川北が21件あってそれは順調に進んでいるということで、なかなか生まれ育った土地、放したくないという気持ちが走ってなかなか進まないものだと私も理解しています。ただ、そういう中で苦勞しながらやはり課長の言うとおりの重要な施設、防波堤やら何やらできる土地にも当たってきますので、ぜひその辺期限を切って交渉できれば進みやすいのかなと思いますので、よろしく願います。

あとはパトロールです。算出方法わかりました。普通工事であれば困難区域に入れば1万円、午前中半日であれば60%ということで、パトロールの人たちは大変苦勞しながら安い危険手当で今までやっていただいていたのかなと思って、まず感謝申し上げます。

あと除染の際除染とか今の再フォローアップになりますか、そのめどが立っているということで私安心しました。3月後半に仕事発注か現場着工となれば、町民にもやっている状況ははっきり見えまじ、あとフォローアップも今データ処理中で新年度早急に工事着手するということであれば、本当に町民にいろんな不快感を与えないのかなと思いますので、なおスピードアップしてやっていただければありがたいと思います。

あと放射線のモニタリング、課長の言うとおりで請け差まで使うのはなかなか容易でないのかなと思うのです。国から落ちてきているものですから。その辺は十分理解しております。その中でやっぱり町民からいろいろここちょっと高いかもしれないからなんていうそういう苦情には的確に対応しているということなものですから、その辺は理解いたします。新年度はいろんな予算出てくると思いま

すが、ぜひ町民の足元を見据えた政策でモニタリングをやっていただきたいと、その分は要望しておきます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。今後とも町民、災害危険区域の関係権利者に丁寧に説明をさせていただきまして、町の復興の施策を丁寧に説明させていただきまして、進められるように頑張っていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 町内一円、消防団によるパトロールを引き続き実施してまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） ありがとうございます。4月から町民が戻ることですので、少しでも町内の線量の低減をして町民の不安解消ということで、早急に除染を実施するように取り組んでまいります。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 放射線モニタリング事業につきましては、これまで計測を継続するとともに、新たなポイントも検討しながら進めていきたいと考えておりますし、町の広報紙、それから今年度、28年度作成いたしました情報まとめサイト等の中で、町民の皆様に丁寧に情報提供していきたいと考えております。また、先ほどお話ありましたとおり、そういった町民の希望者があれば即事に対応してモニタリングを実施したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

10番、高野泰君。

○10番（高野 泰君） 71ページ、双葉地方水企業団の会議があったのです。その中において10年の試算をしたわけです。人口が4,000人ぐらいしか戻らないだろうと、富岡町は。その中において今までの負担金が多いのです。これで双葉水道企業団はやっていけないとかこういういろいろわさされます。そういうところにおいて富岡分の負担をこれからも同じくするのか。そういう話し合いもこれから企業団の中でもやっていかなければならないと思うのですが、富岡町としてどのような考えを持っているのか、その辺もあわせて聞きたいと思えます。一番大事な水が、工業水もそうですが、飲料水もそうですが、非常に使う人が少なくなっているわけです。その辺も今までは町単位の割り振

りでやってきたわけですが、これからの負担についてどのようにしていくのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○議長（塚野芳美君） 水道企業団の負担金のあり方。

復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答え申し上げます。

ただいま議員よりありましたように、双葉郡内の構成町村につきましては、まだ帰れないところもありますし、4月以降富岡は戻ってまいります。しかし、まだまだ戻ってくる町民が少ないということで、当然水道の使用量が上がってこないという状況になっております。これまでどおり維持管理等については当然かかってくるものですので、その辺につきましては今後構成町と改めて企業団のあり方について検討はしていかななくてはならないと思っております。富岡町としては町内の環境をよりよくしまして、できましたら町民がふえて水道料金が上がるという方向で頑張っていきたいと思っておりますが、とりあえず構成町での協議ということで、今後の方向性については検討していく必要があると考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 町長、水企の理事として何か情報等ありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては高野議員は水企業団にも行っていると思いますから、議員会議の中での発言がふさわしかったのかなと思います。当然今減収になっている分は東京電力に損害賠償ということで請求しているということをご存じですよ。水道企業団そのものは住民が減ったために企業団を解体するということは決してございません。そういう意味では町としても企業団の一員でございますから、これらについては私のほうでは理事者会議の中でさまざまな対策についてこれらについては話し合いをしてございます。そういう意味では国に対してこれらのものを今後どのように補完していただけるのか、近々に要望等を行うようなことにもなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 10番、高野泰君。

○10番（高野 泰君） ぜひともそういう会議の中でぜひお願いしたいなと思います。私たちよりも町長の声のほうが大きいのので、そういう意味でもこれからしっかりと国に申し上げて、企業団の維持をしてもらいたいと思います。要望でお願いします。

○議長（塚野芳美君） わかりました。要望でよろしいですね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 平成28年度富岡町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時05分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第29号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第29号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、交付金や拠出金の確定などにより、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ5,284万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ34億8,319万3,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。歳入の主なものは、交付額の確定などにより療養給付費交付金を3,439万8,000円増額し、国庫支出金を8,319万6,000円減額するものです。

それでは、111ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、国保税滞納繰り越し分の収入額減などにより133万3,000円を減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は保険税督促手数料の収入額減により8,000円を減額するものです。

第3款国庫支出金8,319万6,000円の減額は、第1項国庫負担金において療養給付費等負担金の交付額決定などにより9,786万3,000円を減額し、第2項国庫補助金においては交付見込みにより財政調整交付金を2億2,020万3,000円増額する一方で、災害臨時特例補助金を2億553万6,000円減額し、合わせて1,466万7,000円を増額することによるものです。

第4款第1項療養給付費交付金は、交付決定により退職者医療交付金を3,439万8,000円増額するものです。

第6款県支出金、第1項県負担金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金70万1,000円を減額するものです。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金で754万7,000円を増額、保険財政共同安定化事業交付金で972万1,000円を減額するもので、合わせて217万4,000円を減額するものです。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は職員給与費等繰入金で3万3,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金で239万2,000円を減額するもので、合わせて235万9,000円を減額するものです。

第11款諸収入252万7,000円の増額は、第1項延滞金・加算金及び過料において収入の見込みがないことにより5,000円を減額し、第4項雑入で国保法第64条第三者納付金253万2,000円を増額するもので、歳入合計において5,284万6,000円の減額補正とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出の主なものは、医療費推計により保険給付費で303万2,000円、共同事業拠出金で額の確定により1,220万9,000円をそれぞれ減額し、国保財政安定化のために基金積立金で5,399万9,000円を増額するものです。

113ページをごらんください。第1款総務費16万8,000円の減額は、第1項総務管理費で職員費の増額により3万3,000円を増額、第2項徴税费で事業完了により20万1,000円を減額することによるものです。

第2款保険給付費303万2,000円の減額は、本年度支払い実績から推計しまして、第1項療養諸費で24万3,000円の減額、第2項高額療養費で278万9,000円を減額するものです。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、病床転換支援金確定により7,000円を減額するものです。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、財源更正によるものです。

第5款第1項老人保健拠出金は、支払い見込みがないことから1,000円を減額するものです。

第6款第1項介護納付金は、財源更正によるものです。

第7款第1項共同事業拠出金は、拠出金の確定により高額医療費共同事業医療費拠出金で280万2,000円を減額、保険財政共同安定化事業拠出金で940万7,000円を減額し、合わせて1,220万9,000円を減額するものです。

第8款保健事業費は、事業完了に伴い、第1項特定健康診査等事業費で75万3,000円、保健事業費で16万3,000円、合わせて91万6,000円を減額するものです。

次ページ、114ページをごらんください。第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払準備基金へ新たに積み立てをするため5,399万9,000円を増額するものです。

第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過誤納付金還付金の支払い見込みがないことから4,000円を減額するものです。

第11款第1項予備費において9,050万8,000円を減額し、歳出合計において、補正総額を5,284万6,000円の減額をするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計補正予算の質疑につきましても、一般会計補正予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、118ページをお開きください。118、119ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 120、121ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第30号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ647万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ4,179万8,000円とするものであります。

144ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料は、納入実績による1,000円の増。

第3款国庫支出金は、事業料の精査により276万円の減。

4款一般会計繰入金は、歳入予算の調整により371万8,000円の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。146ページをお開き願います。第1款下水道事業費の647万7,000円の減額は、事業費の精査及び請け差により減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

144ページから147ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第31号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,696万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ19億7,212万5,000円とするものであります。

160ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金は、事業精査による2,700万円の減。

第2款使用料及び手数料は、納入実績により105万1,000円の増。

第3款国庫支出金は、事業費精査により6,000万円の減。

第4款繰入金は、歳入予算の調整により8,117万6,000円の減。

第6款諸収入は、原子力立地交付金等の納入実績による15万8,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。162ページをお開き願います。第1款第1目公共下水道維持費は、事業費の精査及び請け差により1,363万7,000円の減。第2目公共下水道整備費は、事業料精査により2,000万円の減。第3目災害復旧事業費は、浄化センター復旧事業など事業費の精査及び請け差により1億3,336万2,000円の減、給与費の基準改定による3万2,000円の増額であります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

160ページから167ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第32号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,412万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出予算それぞれ3億2,002万2,000円とするものであります。

171ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料は、納入実績による4万1,000円の増。

第4款繰入金は、歳入予算の調整による2,442万7,000円の減。

第6款諸収入は、原子力立地交付金等の納入実績による25万7,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。172ページをお開き願います。第1款集落排水事業費の2,412万9,000円の減額は、事業費の精査及び請け差により減額補正となったものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

176ページから179ページまでございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 確認のため。179ページの水質検査業務委託、農集排も公共も特環も同じなのだけれども、水質検査の中の項目に放射線関係、セシウム134、137などなどの検査項目があるのか。あったならばあったで数値は全然出ていないのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

水質の検査についての放射性物質の検査についてはあります。それから、検出に関しては検出限界値未満ということでありました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 津波地区やそれ以外でも地震で管が抜けていたり小口径が壊れていたりして、周囲の雨水が流れ込むということもかなりあると思うので、そのあたりを気にかけて水質業者によく見てもらうようお願いしておいてください。

要望でいいです。

○議長（塚野芳美君） 要望でよろしいですね。

○12番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第33号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算額より1億2,575万9,000円減額し、歳入歳出の予算額をそれぞれ4億8,160万2,000円とするものであります。

まず、歳入予算額の補正についてご説明申し上げます。183ページをごらんください。歳入予算の補正につきましては、本特別会計の歳出予算額の減額補正並びに第3款繰越金の1,000円の誤謬精査減額に伴い、第2款第1項繰入金を1億2,575万8,000円減額補正し、総額で1億2,575万9,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出予算額の補正についてご説明申し上げます。184ページをごらんください。今回の歳出予算額の補正につきましては、年度末に伴う各種事業の完了見込みとしての精査補正であります。まず、第1款第1項事業費の1億2,565万9,000円の減額補正についてでございますが、土地区画整理事業整備費としまして、当該費目で賄う調査設計委託料、街路工事費及び維持管理工事費について、現在発注している各種委託業務工事について精査をしたところであり、維持管理工事費として予定していた津波被災に伴う既定側溝の修繕工事などが既発注の街路工事の附帯工として一連で実施できたことより、本工事費で1,200万円を減額し、また整地工事費及び上下水道負担金においてJRが施行する新富岡駅の建設工事の資材置き場などの工事エリアの調整に伴い、今年度下期に計画していました駅前駐車場の造成及び周辺街路の整備工事が困難となったことより、それぞれの予算を6,800万円の減及び5,019万4,000円減額することとし、用地費購入においては駅前広場拡張のため、JRより購入できる用地の面積、単価が確定したことに伴い、用地費で1,336万1,000円が不用額となったことによりこれを減額し、補償費においては事業地内のJR工作物への補償費が600万円ほど増額の見込みとなったことより、本額を増額することとしたものであり、その他土地区画整理事業諸経費の精査においては、審議会開催費用で12万5,000円を減額できる見込みとなったこと、給与費の精査においては総額で2万円を増額する必要が生じたことなどにより、第1款第1項の事業費として総額1億2,565万9,000円の減額を行うものであります。

次に、第2款第1項予備費についてでございますが、本予算につきましては、年度内の事業費がおおむね精査できたことより、本予算を全額減額補正するものであります。

以上により本特別会計の歳出予算額といたしましては、総額で1億2,575万9,000円の減額補正することとしたものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

188ページから194ページまでございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 191ページの損失補償費なのですが、今課長の説明でJRの建物の補償という説明で600万円ということなのですが、どういう建物に補償したのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答え申し上げます。

建物ではなくて工作物補償費ですので、工作物ということでJRの舗装等の補償として、今現在600万円ほど増額になるのではないかということで、今回補正見込みをしたところでございまして、直接施行にするか現在JRと調整しているところでございますが、補償費として払うことになった場合に600万円ほど舗装等の工作物の分が出てくるということで、今回補正で増額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ちょっと理解に苦しむのですけれども、JRと町が共同で新しいものを今つくっているという感じなのですけれども、何か補償しなければならないと、何かJRのために町がお金出してあげている部分もあると思うのです。そういった意味合いから見ると、今の課長の説明では賠償が発生した場合というのがつきますので、必ず賠償しなければならない、補償しなければならないというものでもないと解釈していいのですか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答え申し上げます。

舗装につきましては、本来であれば所有者移転ということが大前提になっておりますので、工事をやるのに舗装を剥ぎ取って、そちらを産業廃棄物で処分する。そこまでが本来の移転補償、工作物の補償ということで見ているところでございますが、その工事がどちらにしても発生しますので、ご説明させていただきました町の駐車場用地に換地してありますので、そちらの工事のときに町で直接施行を今させていただければ、そちらの補償費は発生しないということで、どちらにするか、現在今調整中なもので、今回計上だけはさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） ちょっと確認のために。この曲田地区、建物関係申請それなりに出てきて、着工しているところもあるのですが、建築の高さ制限と面積制限。そこら辺どうなっているのか、ちょっと教えてください。なぜなら余り高いものを建てられると日陰になったときに地権者が同じであればいいのですけれども、こういう場所なもので、地権者が必ずふるさと富岡に戻ってきているとも限りませんので。来てみたら目の前に複数階の建物建って、自分の土地が日陰になって戻ってきて家を建てようと思ったけれども、日も当たらないと、問題起きても困りますので、ここら辺、高さ制限と建築面積の制限、建蔽率があれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長、面積ということですから、建蔽率とそれから容積率とあわせてお答えください。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

まず、建蔽率、容積率ですが、こちらにつきましては用途区域によって定まっております。ただいま駅前のエリアにつきましては近隣商業地域ということになっておりまして、一部離れたところ、現在民間でホテルを建てているあのエリアについては準工業地帯という、準工業の用途がかぶっておるところでございます。どちらにしましても、建蔽率については80%、容積率については200%ということで、今後こちらについても駅前の活用を考えていった場合に、用途の見直しなども視野に入れなくては行けないかとは考えているところでございますが、現在はそちらで動いているところでございます。

高さ等につきましては、地区計画のほうで現在色等々については決まっているところでございますが、高さについては日陰要件をもとに一般的な建築の基準で行われているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 高さの分だけちょっと、今の答弁で理解できないのだけれども、12メートル未満だとか10メートル未満だとか、そういう何メートル未満という文言はないのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 都市計画の観点からということでお答えします。

用途地区の設定をしていて、端的に申し上げますと、高さ制限についてはないということになります。例えば用途の中で第1種低層住居専用地域等々の用途があれば、その中での高さ制限というものはありますが、今現在設定している1種住居等々では高さ制限がないということでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（高橋 実君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第34号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護サービス、介護予防サービス及び特定入所者介護サービス等の保険給付費歳出の減額に伴い、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,028万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億5,831万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。197ページをごらんください。第3款の国庫支出金1,555万円減額の内訳は、第1項国庫負担金が介護給付費負担金及び低所得者保険料軽減負担金額の見込みにより535万6,000円の減額、第2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、そして災害臨時特例補助金の見込みにより380万6,000円の増額となったものであります。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業交付金の確定により1,007万8,000円の減額となったものであります。

第5款の県支出金243万円減額の内訳は、第1項県負担金として介護給付費負担金の確定により221万8,000円の減額、第2項県補助金では地域支援事業交付金及び低所得者保険料軽減負担金の確定

により21万2,000円の減額となったものであります。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子が4万円の減額となったものであります。

次に、第7款繰入金381万7,000円の増額の内訳は、第1項他会計繰入金、つまり一般会計からの現年度介護給付費繰入金及び職員給与費等繰入金として928万6,000円の増額、第2項基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰入金を546万9,000円の減額となったものであります。

以上、総額で1,028万1,000円を減額し、歳入総額を15億5,831万3,000円といたすものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。198ページをごらんください。第1款の総務費157万6,000円の増額の内訳は、第1項総務管理費が介護保険システム保守点検委託料等の一般管理費で146万3,000円の増額、職員給与費で21万9,000円の増額となったものであります。第2項徴収費が賦課徴収事務諸経費で30万円の減額、第4項介護認定審査会費が介護認定調査事務諸経費の精査により7万6,000円の減額となったものであります。

第2款保険給付費1,072万3,000円の減額の内訳は、第1項介護サービス等諸費として居宅介護、地域密着型介護、施設介護、居宅介護サービス計画、特例居宅介護サービス等の給付費総額で680万3,000円の減額、第2項介護予防サービス等諸費として、介護予防及び特例介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費の総額で132万円の減額、第5項特定入所者介護サービス等費で260万円の減額となったものであります。

第3款の地域支援事業費109万円の減額の内訳は、第2項包括的支援事業費で地域包括非常勤嘱託職員報酬費の減額によるものであります。

第4款基金積立金、第1項基金積立金4万4,000円の減額は、介護保険事業の中期財政運営期間中の安定化を図るための基金を積み立てする介護給付費準備基金積立金であります。

以上、総額で1,028万1,000円を減額して、歳出合計15億5,831万3,000円といたすものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前中説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、202ページをお開きいただきたいと思います。202、203ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 206、207ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 208、209ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 210、211ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 214、215ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 216ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第34号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。
総務課長補佐。
〔総務課長補佐朗読〕
- 議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。
健康福祉課長。
- 参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第35号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会

計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、仮設診療所一般管理費の精査等により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,327万7,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。219ページをごらんください。第1款使用料及び手数料18万8,000円増額の内訳は、第1項使用料において内科外来収入を25万5,000円を減額する一方で、保険外収入が27万円の増額となり、1万8,000円の増額で592万5,000円とするものであります。第2項手数料は内科診療分の診断書作成の文書料として17万円増額の52万円とするものであります。

第3款繰入金は、一般会計からの繰入金を86万4,000円を減額し、1,687万6,000円として歳入合計は67万6,000円の減額、総額で3,327万7,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。220ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、医薬材料費や委託料等内科管理費の精査により67万6,000円を減額し、2,571万5,000円として、歳出合計は67万6,000円減額の3,327万7,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

224ページから229ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第36号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ701万1,000円とするものであります。

233ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、予防支援サービス計画費の収入見込みにより6万4,000円を増額いたし、歳入合計を701万1,000円とするものであります。

234ページをごらんください。歳出については、第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、介護予防サービス計画費委託料32万円を増額し632万円とするものであります。

第3款予備費、第1項予備費は、予防支援サービス計画費収入金の減額に伴い25万6,000円を減額し24万4,000円とするものであります。以上総額で6万4,000円を増額し、歳出合計を701万1,000円といたすものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

238ページから241ページまでございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成29年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第37号 平成29年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

平成29年度当初予算は、平成28年度に引き続き富岡町災害復興計画第2次の基本理念と、12の重点プロジェクトをさらに加速化させるとともに、人と町とのつながりアクションプランを踏まえ、ふるさと富岡での生活環境づくりの加速化、町民の心とふるさとの復興、ふるさと富岡の発展を支える産業の再生を取り組み方針の3本柱として重点的に予算配分を行いました。

予算総額は、対前年比で8,358万2,000円、0.4%増の199億4,389万7,000円と過去最大であった昨年度を上回る予算規模となりました。歳出総額に対する財源構成は、国、県支出金が40.1%、町税及び各種交付金が23.7%、繰入金その他が36.2%となっており、財源不足の補填については財政調整基金の繰入金12億4,393万円を計上し、予算編成を行ったものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税につきましては15億9,267万5,000円、前年度に比較して8,261万7,000円、増減率では4.9%の減となりました。減額の主な内容といたしましては、第1項町民税において法人町民税が3,324万1,000円の減、第2項固定資産税が7,416万5,000円の減、第4項町たばこ税が2,342万8,000円の増となっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税が33万3,000円の増、第2項自動車重量譲与税が442万4,000円の減となり、前年度比較409万2,000円、7.1%減額の5,326万6,000円となりました。

第3款利子割交付金につきましては1万9,000円、2.9%減の63万円となっております。

第4款配当割交付金につきましては34万3,000円、14.3%増の274万円となりました。

第5款株式譲渡所得割交付金につきましては、前年と同額44万1,000円を計上いたしております。

第6款地方消費税交付金につきましては4,013万8,000円、14.9%減の2億2,992万5,000円となりました。

第7款自動車取得税交付金につきましては203万4,000円、18.3%減の910万2,000円となりました。

次に、3ページから4ページをごらんください。第8款地方特例交付金につきましては10万6,000円、3.4%減の301万6,000円となっております。

第9款地方交付税につきましては、見込みにより普通交付税2億9,938万3,000円、特別交付税

5,492万8,000円、震災復興特別交付税25億4,000万円を計上し、地方交付税総額では対前年比1億7,663万円、5.8%減の28億9,431万1,000円を予算計上しております。

第10款交通安全対策特別交付金につきましては2万8,000円、4.7%減の56万3,000円となりました。

第11款分担金及び負担金につきましては261万1,000円、16.9%減の1,280万8,000円となっております。

第12款使用料及び手数料につきましては、第1項使用料において商業施設等使用料1,637万9,000円、及び町営住宅使用料2,738万3,000円の増、また第2項手数料において戸籍手数料等の総務手数料116万1,000円の増などにより4,497万8,000円、546.2%増の5,321万2,000円を予算計上しております。

第13款国庫支出金につきましては、対前年比18億2,210万3,000円、20.3%減の71億5,111万7,000円となっております。主な内容といたしましては、第1項国庫負担金において太田モニタリング道路負担金1億5,382万1,000円の増、第2項国庫補助金において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、過年度分として11億138万6,000円の増、被災者支援総合交付金7,982万9,000円の増額などに対し、産業団地整備事業や富岡第一中学校改修工事等に係る福島再生加速化交付金が10億2,297万2,000円の減、社会教育施設災害復旧費補助金が3億7,910万円の減、第3項国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金1億7,559万4,000円の減額などとなっております。

第14款県支出金につきましては1億6,364万5,000円、16.4%減の8億3,402万3,000円となりました。主な内容といたしまして、第2項県補助金において、福島県事業再開帰還促進事業交付金1億1,000万円の増などに対し、福島県警戒区域等医療施設再開支援事業補助金2億2,813万4,000円の減、原子力災害対応雇用支援事業補助金6,516万1,000円の減額などとなっております。

次に、5ページをごらんください。第15款財産収入につきましては145万6,000円、13.4%増の1,231万2,000円となりましたが、主な内容といたしましては、工業団地に係る土地建物貸付収入410万円の増などに対し、財政調整基金利子71万7,000円、復興交付金基金預金利子54万9,000円の減額などとなっております。

第16款寄附金につきましては、再生可能エネルギー寄附金3,000万円の増額、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金、それぞれにつきましては存目計上といたしております。

第17款繰入金については23億370万5,000円、50.1%増の69億509万2,000円となっております。主な内容といたしましては、福島再生加速化交付金基金繰入金が34億751万3,000円の増、避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金4,000万円の増などに対し、財源不足補填のための財政調整基金繰入金が5億1,823万7,000円、町勢振興基金繰入金が6億円の減、復興交付金基金繰入金2億4,740万3,000円の減額などによるものであります。

第18款繰越金については、前年度同額の5,000万円を計上しております。

第19款諸収入については、第4項雑入において中小企業基盤整備機構助成金486万円の増、町民号参加者負担金420万円の増などに対し、漁業信用保証制度貸付金1,000万円の減、除雪業務委託負担金

90万6,000円の減などにより287万7,000円、2.8%減の9,865万9,000円となりました。

第20款町債につきましては、前年同額で福島県災害援護資金貸付金1,000万円を計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページをお開きください。第1款議会費につきましては、普通旅費93万5,000円の減などにより対前年比204万8,000円、1.8%減の1億911万5,000円となりました。

第2款総務費につきましては、対前年比6,357万6,000円、2.1%減の29億7,812万1,000円となっております。主な内容といたしまして、福島再生加速化交付金基金積立金2億1,827万2,000円の増、電源立地地域対策交付金基金積立金1億2,298万5,000円の増、職員の宿舍借上料及び通勤バス運行委託料、また災害派遣に係る人件費負担金、一般社団法人とみおかプラス運営補助、空き家・空き地バンク事業に係る運営委託料などによる増額に対しまして、庁舎機能回復工事1億7,000万円の減、町民コミュニティ支援システム1億1,235万円の減、復興交付金基金積立金1億496万7,000円の減、富岡町災害復興計画策定業務委託9,500万円の減などによるものであります。

第3款民生費につきましては2億3,650万9,000円、9.5%減の22億4,664万円となっております。主な内容といたしましては、高齢者サポート拠点施設管理運営費として3,887万7,000円の増、町社会福祉協議会事業補助金3,120万8,000円の増などに対し、年金生活者支援臨時福祉給付金事業9,177万円の減、臨時福祉給付金4,050万円の減、応急仮設住宅維持管理に係る管理委託料3,492万1,000円の減などによるものであります。

第4款衛生費については1億1,888万1,000円、17.8%増の7億8,686万4,000円となりました。主な内容としては、保健センター施設改修工事を予定していることから2億687万2,000円の増、町内住宅の清掃を支援するための住宅清掃費補助金5,000万円の増、県立医療センター設置に係る造成工事費3,700万円の増、衛生不快感の駆除に係る委託料3,029万4,000円の増などに対し、富岡診療所設置工事終了により2億636万円の減額となっております。

第5款労働費につきましては、雇用対策事業費負担金として6,515万9,000円、100%減の3,000円を計上いたしております。

次に、7ページをごらんください。第6款農林水産業費につきましては7億6,521万7,000円、73.8%増の18億214万3,000円となりました。主な内容といたしまして、用水路整備やため池放射性物質除去等に係る農地基盤整備対策として工事費7億5,400万円、委託料5,500万円の増、営農再開に向けた農業アクションプラン作成に係る委託料2,800万円の増、農地等維持に係る工事費4,390万円の増などに対し、多目的集会所維持管理に係る修繕工事費3,113万8,000円及び耐震診断等委託料1,832万7,000円の減、さらに農地等維持修繕に係る管理委託料2,350万円の減などによるものでございます。

第7款商工費につきましては1億7,055万7,000円、8.0%増の23億1,425万6,000円となっております。主な内容といたしまして、富岡産業団地整備に係る用地購入費12億円及び造成に係る測量設計委託料2億7,500万円の増、町内での事業再開、帰還促進に係る負担金1億円の増、商業拠点施設管理

に係る指定管理料6,500万円及び光熱水費6,210万円の増、さらに帰町後初となる復興の集い事業として委託料1,476万4,000円の増などに対しまして、商業拠点施設整備に係る改修工事費12億2,258万5,000円及び備品購入費2億3,200万円、設計委託料3,350万円、さらに土地購入費1億2,688万3,000円などが減額となっておることによるものでございます。

第8款土木費については6億2,366万8,000円、9.6%増の71億2,375万2,000円となっております。主な内容といたしまして、第2期分の災害公営住宅購入費21億4,265万5,000円の増、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る移転費助成金1億3,649万3,000円の増、太田モニタリング道路工事費として1億1,801万9,000円の増、富岡駅前道路整備に係るJR東日本への工事負担金1億950万4,000円及び道路用地購入費として8,390万円の増などに対し、富岡駅前道路新設に係る道路整備工事費6億8,300万円及び損失補償費1億4,100万円の減、災害公営住宅整備に係る支障物件購入費2億2,680万円の減、防災集団移転事業費に係る移転元土地購入費1億5,559万円の減などによるものであります。

第9款消防費につきましては5億2,884万7,000円、42.5%減の7億1,509万4,000円となりました。主な内容といたしまして、富岡町防火防犯パトロールに係る委託料9,934万6,000円の増、防災行政無線に係る備品購入費2,878万6,000円の増、防災備蓄倉庫建設に係る設計委託料等1,901万5,000円の増、備蓄品購入等に係る消耗品費1,545万7,000円の増などに対し、町内の防災行政無線のデジタル化に係る防災行政無線工事が事業終了に伴い5億5,769万7,000円の減、広域圏組合負担金7,465万9,000円の減、町内屯署の復旧に係る消防施設維持補修費3,190万円の減額などによるものであります。

7ページから8ページをごらんください。第10款教育費につきましては5億989万3,000円、26.3%減の14億2,749万1,000円となっております。主な内容といたしまして、富岡第一中学校改修工事費3億7,151万円の増、歴史民俗資料館改修工事費5,832万円の増、武道館、野球場等の体育施設改修工事費5,000万円の増、生涯学習スポーツ振興事業に係るさくらスポーツクラブへの運営補助金として4,473万1,000円の増などに対し、文化交流センターの復旧等に係る工事費10億648万円の減、体育施設の復旧等に係る調査設計委託料7,165万2,000円の減額などによるものであります。

第11款災害復旧費につきましては1億4,156万2,000円、36.9%減の2億4,237万1,000円となっております。主な内容といたしまして、道路橋梁施設災害復旧事業費3,136万円の増などに対しまして、漁港災害復旧事業費1億4,163万4,000円の減額などによるものであります。

第12款公債費につきましては4,714万7,000円、20.5%減の1億8,304万6,000円となりましたが、内訳といたしましては元金が4,465万3,000円の減額、利子が249万4,000円の減額となったものでございます。

第13款諸支出金は存目計上でございます。

第14款予備費については、前年同額の1,500万円を計上いたしております。

以上が平成29年度一般会計当初予算についての主な内容でございますが、主要な事務事業の詳細につきましては平成29年度事業計画の概要をお手元に配付させていただいております。ごらんいただき

ますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

14ページをお開きください。14、15ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 歳出に入ります。48、49ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 64、65ページ。
- 8番、宇佐神幸一君。
- 8番（宇佐神幸一君） 65ページの19の負担金補助及び交付金の中の空き地・空き家バンクのことで1点だけお聞きします。

委員会でもちょっとお話ししたのですが、空き地・空き家バンクの事業については私も大賛成であります。空き地・空き家バンクに登録しない、簡単に言うと解体除染して空き地になっているところについての保全管理というか、その辺については個人的な問題もありますが、今まで町では除草剤とかそのようなものを無料で配布しておりますが、基本的にこれからは個人が管理しなければいけな

いのですが、どうしても個人が管理しないでそのまま放置されていく可能性も出てくると思うのですが、その点空き地・空き家バンクの中で何らかの対応策というか、これからの考えの方向性というのはあるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 空き地・空き家バンクの中で放置家屋、それから放置宅地についての管理ができないかというご質問と捉えます。

放置家屋につきましては、当然除染解体等々をお薦めするということが基本になろうかと思えますし、それから放置空き地につきましては空き地・空き家バンクの中でお声がけをするなどして、皆様にバンクを周知しながら、その活用を促していきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ですから、課長、管理をできないかということで。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 基本的に個人財産の管理を行政が、申しわけないですが、税金を使ってするという事は、基本的にできないものだと思っておりますので、先ほど申し上げましたような活用という方向で皆様には周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） そのとおりだと思っておりますし、また個人のものについて町が管理するというのは難しいと重々承知しております。ただ、私としてはせっきやく解体したところなら解体除染をされてきれいになっている土地、またこれから放置されている家屋についてもいろんな形で解体されていくと希望するのですが、しない場所についてもなかなか町ができないというのも十分わかります。ただ、せっきやく今町も復興できれいになってきて、新たな町の再建が進んでいくに当たって、きれいな土地がだんだんそのまま放置されていって、草むらになるというのはやるせない状況と私は思っております。その点で今の回答でできないということは十分わかりますが、これからもいろんな方策があれば、考慮検討していただきたいと思えます。

要望です。

○議長（塚野芳美君） お答えください、半端になりますので。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 議員おっしゃるような状態になるということも予想はされなくはないと思っております。防火それから防犯の観点からもそのような管理ということについては大変重要なことだと思っております。基本は大変申しわけございませんが、個人の財産でございますから、個人の方に管理いただくというのが基本でございますが、先ほど申し上げました防犯、防火という観点から何か対応が可能ではないかということも検討してまいることが必要だと思っておりますのでござい

ます。そのような方向で何ができるかというところから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） その上の富岡町災害復興計画策定業務委託料3,500万円という件についてなのですが、これはコンサルに業務委託というか、富岡町の一番大事な計画の羅針盤というか、そういったものを丸投げではなくて、例えば富岡町がある程度の骨格をつくって冊子をまとめるとか、そういったことの委託と解釈していいのですか。それともまるっきり内容まで丸投げしてしまっているのですか、その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 端的に申し上げますと、例えばコンサルタントに丸投げをするという考えはございませんし、ご存じだと思いますが、これまでも我々主導で、それから資料をまとめる、例えばいろんなところからの資料を調達するという事業については、コンサルにお願いをしているところでございますが、今後も我々が主導しながら計画づくりに携わっていきたいと思います。

それから、今回3,500万円ほど委託料ということで計上させていただいておりますが、中身については富岡駅前のにぎわいづくりアクションプランというところを策定していきたいというものでございます。このことにつきましては、町だけの考えではなかなかうまく回らない、うまく作成できないというところもありますので、関係団体、それから関係の皆様と策定委員会形式で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 97ページの前のページから続いている分のところなのですけれども、中線の上、放射線に関する勉強会なのですけれども、今年度もある程度やってきたかと思うのですけれども、来年度に向けてはどのような計画でされるのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 放射線の勉強会、ことしも踏まえて来年度どういう形で実施していくかという質問に対してお答え申し上げます。

放射線の相談業務、それから勉強会につきましては、長崎大学との包括協定の中の事業として実施してまいりました。ことし正直申し上げまして、まず相談窓口等につきましては非常に数が少なかった。実際ことしの数は6件という数で少なかったということでございますので、こちらにつきましては帰還が開始されれば、我々がいろいろな情報を提供しながら相談窓口の活性化をしていかななくてはならない。ただ、考え方としては町民の方が相談にお越しいただくというよりも、こちらから出向いた事業を積極的に実施していきたいと考えております。

それから、放射線に対する勉強会ということで、昨年度は町職員を対象といたしまして実施したと

ころでございまして、町職員71名の方が参加をされたということでございます。ことしにつきましては、相談窓口と同様にいろんなサロンやいろんなところに出かけて、町民が集まるところでそういったタイアップ事業の中で勉強会、学習会を実施していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 105ページの河川の水質検査についてのところでお聞きしたいのですが、今富岡町は工業団地等の企業が来ていただいて、地域の雇用を生む状況下も出てきていることにおいて、工業団地等から出てくる排水、それについての水質検査も含めてなのですが、それが川に流れる場合の検査とかを考えると、今までリベラルヒルズなんかだと河川での検査もやっていたのですが、これから河川についての水質検査の今までよりちょっと違う方法があれば、また従来の河川はこういう検査をしていた、これからはこういう形ですという方向性があればちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答えいたします。

震災以降も継続してこれまでも町内の河川の水質検査は実施しております。今回工業団地に万象ホールディングスが今建設中ではありますが、そちらにつきましては遅沢川になると思いますが、継続して調査をしております。また、震災後、放射性物質の検査もプラスして実施しておりますので、来年度以降も継続してやっていくということであります。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○8番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 105ページの環境衛生事業費の中の2点ほど質問します。

まず、仮設トイレにつきましては、委託料と賃借料ということで計上されているのですが、本年度と来年度で数が変わってくるのか、ふえるのか減るのかを教えてくださいたいと思います。

それから、ごみステーション購入費ということで、ごみステーションのボックスの購入だとは思いますが、これはどの程度購入するのか。あと、現在ごみステーションが町内に、困難区域は除いてどの程度あるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答え申し上げます。

仮設トイレの設置ですが、こちら避難指示解除ということで来年度につきましてはこれまでに町内で公衆用トイレの供用開始をしている場所等がありますので、そちらの近くについては撤去ということで4カ所ほど撤去ということで計画しております。場所につきましては、富岡駅前にあります仮設トイレ、栄町の駐車場のところにあるもの、役場の敷地のトイレ、本町集会所、旧役場のところにトイレができましたので、4カ所の撤去を計画しております。

また、ごみステーションですが、こちらにつきましてはことしも交換をしております。来年度は一応10基分を計上しておりますので、継続的に壊れているものの交換を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐、困難区域を除く設置数。

復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 申しわけありません。

ごみステーションの数字ですが、現在正確にはちょっと今押さえておりませんが、帰還困難区域以外で約200ほどあると思われ、申しわけありません。後で正確な数字については調べてお知らせいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 仮設トイレについては通常はないものであって、ただ町民が住まないで一時帰宅したような場合には必要かと思うのですが、ただ見ばえの関係と、あとやはり夏場非常ににおいがするというところもあるので、その辺も踏まえた上で委託はしているということではあるのですが、しっかりと巡回してもらって、清掃をしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、ごみの件ですが、10基分ふやすということなのですが、4月で帰還するというのでこれからごみの数もどんどんふえてくるかと思うのですが、その中でごみステーションも多分震災前と同じ場所に設置しているかと思うのですが、帰還した方がどの辺にいるかとかごみの量、

その辺もある程度調べていただいて、見直しも必要ではないかと思うのですが、その辺は考えていらっしゃるのかどうかお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答えいたします。

仮設トイレの考えですが、今回今申し上げたとおり4カ所ほど撤去ということになります。今回の当初予算の編成に当たりまして、もう少し減らそうかという思いもありました。内容につきましては、コンビニや商業施設等、いろいろとトイレが設置されているところがありますので、そういうところも考えて撤去ということだったのですが、29年度入りまして途中での撤去というのも考えたいと思いますので、そちらは今後検討させていただきたいと思います。

あとごみステーションですが、当然帰ってくる住民の方が少ないということで、町内にかなりごみステーションがあります。集約ということも考えるところですが、現在のところは震災前のごみステーションのナンバーというか、そういうもので一応確保しまして実施をしていきます。町内には鉄製のごみ箱もありますが、ネットだけのところもあります。今後ネットのところにごみ等を捨てられますと、イノシシ等の被害も今考えておりまして、そういうところにつきましてはできるだけ近くの鉄製のところに入れてもらうようなことで、集約ではありませんが、できるだけそういうところで被害のないように調整をしているところです。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ごみステーションの、私もネットの件についてはちょっと心配してはいたのですが、やはりイノシシ等にやられて散乱してしまうのは困るわけでありまして、その辺はうまく誘導していただくようお願いしたいと思います。

それから、ごみの出し方とかそういうのが4月から変わったりするのか。今までですと、広域圏のごみ袋を購入して出していたわけですが、それは4月からも同じような形でやっていくのか。あとごみのカレンダーをまた配布すると思うのですが、町民に配布しても町民がみんな帰ってくるわけではありませぬので、アパートとか貸し家に住む方に対してはどのような周知をするのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答えいたします。

29年度以降のごみの回収の方法ですが、基本的にはことと同じように環境省の委託業者がそれぞれのごみステーションの収集を行うことになります。ただ、帰還者がいるということで生活ごみといひますか、生ごみ等が出てくるようになります。先ほど申し上げましたように、イノシシ等の被害もありますので、生ごみに関しては川北、川南ということで震災前と同じような考えなのですが、週2回程度生ごみは出してくださいということで周知をしたいと思ひております。震災前につきましては、

富岡地区が月、木、あと夜の森が火、金ということでやっていたのですが、そのようなシステムで生ごみについては収集をさせていただきたいと考えております。

今月の末になりますが、暮らしに関する情報ということで、ごみを出したりとかそういうところの情報についてパンフレットを作成しておりますので、そちらで周知はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 補佐、袋の種類とか、それからカレンダーのこと、もっと明確にお答えください。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 済みませんでした。

有料ごみ袋ということですが、環境省でやりますので、これまでどおり可燃、不燃ということで、袋については特に指定はしておりません。

富岡に住む方の周知ですが、基本的には町民の方については広報とかホームページ等での周知が可能だと考えております。一番問題になっているのは、やはり作業員、作業の方がいっぱいアパートに入っておりますので、そういうところについては今ちょっと検討はしておりますが、できればJVとかを通して作業員の周知徹底をお願いするとか、直接アパートを回ってというのはちょっと難しいですが、不動産会社に入居時にお渡しいただくようなことで、できるだけごみの出し方を徹底するように周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 同じく環境衛生事業費なのですが、不快害虫駆除委託料ということで3,137万円計上してあるのですが、鳥獣駆除というのは大体イノシシとかというのわかるのですが、不快害虫ってどういう害虫をどういう業者さんに委託するのか、その辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） お答え申し上げます。

こちらの不快害虫委託料ということで今回3,137万4,000円ということで計上しておりますが、内容につきましては、ことしもやっておりますが、宅地内の害虫駆除ということで消毒業務の委託料と、あとは夏場の蜂の巣の駆除等の委託料がこちらに計上されております。委託先につきましては、こちらは消毒の業者ということで、こちらについては入札で決定をしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○7番（安藤正純君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これも番号の前からの続きのところなのですが、6目のところの部分になります。007の農地等維持修繕事業費の中で、こちらの計画概要を見ますと、帰還困難区域の中の除草で、（防火）と書いてあったのですが、この辺もう少し具体的にどういう形で帰還困難区域の農地等の維持管理ということをお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

ことして2年目になったのですが、来年3年目になります。帰還困難区域通行が可能になりましたので、当然火事とか何かの危険性がございます、見ばえもあるので、帰還困難区域、新夜ノ森地区、6号線から西側ですが、あと大菅、その地区で去年は6カ所、43ヘクタール、幹線道路沿いなのですが、国からは20メートルということは言われていたのですが、私たちがそれでは余り意味がない部分もありますので、田んぼ1枚分、防火対策とあと一部では宅地の周りでは防犯の役割も果たしていますので、防火、防犯のために43.37ヘクタール、28年度については行ったということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 帰還困難区域というか居住制限区域も以前やっていた、あくまでも道路からということだということなのですが、ご存じのようにこちら避難指示が解除されるであろう居住制限区域等がきれいになってきたことによって、帰還困難区域の中にやはりイノシシ等そういうものが大分ふえたように感じます。そういうことも含めて草刈りというのをもう少し進めないといけないのかなという感じがしているのですが、その辺に関しては予算は防火ということだったのですけれども、農地の維持管理とそういう防犯、鳥獣被害も含めると、そういうことでの話というのは進んでいるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

残念ながら帰還困難区域全般としての農地の保全とか、そういう維持管理という形については特段まだ方向性は出ていません。この場合には幹線道路が入ったので、その必然性ができたからやらせていただいたと。ところが帰還困難区域については、ご存じのように全般的な方向性、除染さえもなかなかできない状況なので、その辺での方針は持っていません。ただ、他方では議員おっしゃるとおり、実はイノシシの出撃場所は、やはり帰還困難区域であろうという専門家の考え方もございますので、その辺を踏まえすと、今後全般的にイノシシを追い出したり、個体数を維持させていくためには帰還困難区域の除草とか空き家とか、そういったものについても対応しなければならないという認識は持っていますので、その辺については避難12市町村での鳥獣被害対策協議会等もできていますので、検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、116、117ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 2目の林業振興費の中の説明の004、生活環境保全林整備なのですけれども、これも大倉山というような形で概要書に書いてあったのですが、どういう整備をしていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

実は大倉山は昨年環境省で人が集まる場所ということで除染していただきました。ご存じのように駐車場、歩道等を頂上まで除染しております。その利用を図るためにはいろんな道のアクセスの問題があるのですが、大倉山にはご存じのようにトイレ等ございます。トイレは震災の被害を受けたままでございますので、調査して使えるようにして、その上での維持管理を図っていくという形での計上となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、118、119ページ。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 工業団地事業費の中で用地購入費12億円というのがあるのですけれども、大

体総面積どれぐらいを予定していて、平米単価はどれぐらいを予定しているかと、例えば今四倉工業団地にいる業者とかあとは国の支援制度、県の支援制度、そういったことで官民合同チームとかそういったところから、富岡の工業団地にどれぐらいの業者が行ってみたいなという、今現在話あるかどうか、その辺も含めて教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、まずは工業団地、産業団地の用地購入費として計上しました金額のもととなる単価でございますが、現在不動産鑑定評価をかけているといった段階で、まだ最終報告は来ておりません。最終報告を待って予算計上となると事業スピードが落ちるものですから、まずは鑑定をかけていただいている事業者に国道に近い部分、それから少し国道と離れた部分の標準的な価格というものを参考的に出していただいで、そこにそれぞれの面積を掛けて算出したという計上の仕方になっております。なので、単価としてはまだ決まっていないというのがお答えになるのですが、大体の目安といたしましては、標準価格でございますので、これから少し動きはありますが、水田、田で3,000円から2,000円程度の間、それから畑で2,500円から2,000円ぐらいの間、宅地はそれぞれでございますので、ここではお話をさせていただかないようにします。山林につきましては600円前後という形で、それぞれ地目ごとに面積を掛けて予算計上をさせていただいたというところでございます。

それから、もう一点、官民合同チーム、その他のお話もございました。現在官民合同チームには町の計画として産業団地がございます。産業団地約35ヘクタール程度で今計画をしていますという情報を出しながら、直接的なこういう業者がおられますよとかというところの段階には至っておりませんが、官民合同チームとしてもその情報を捉えて、さまざまな事業者は今アプローチをしていただいているといったところでございます。

済みません。面積のことでいきますと、全体が35ヘクタールと考えておまして、そのほか35ヘクタールのうち事業用地としては要するに工場、それから事務所として使える面積としては約20ヘクタール、残りの14ヘクタール、15ヘクタールが公共用地、道路、それから緑地、雨水調整池等々というところになります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） その上の002の中小企業等支援事業の富岡町被災事業者等再開支援事業の補助金の対象と、もう少し具体的な運用のところ、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

まず、対象者でございますが、3.11以前において町内で事業を行っていた中小企業事業者及び個人

事業主。2つ目には、町内で事業再開または再開後に設備投資を行うもの。3つ目は、異業種の再開についても認めるという基本的な対象者でございます。

詳細でございますが、まず補助額ですが、350万円を上限としていて補助率は4分の3です。ことしまで富岡町被災事業者等再開支援補助金と町独自の補助金ございましたが、これが時限を迎えるし、なかなか使いづらいとか、この間国、県の補助金、交付金等が充実しましたので、余り利用者がなかったという実態がございました。それらも踏まえまして事業をやっている方々からご意見をいただき、なかなか現在の補助金等で該当にならない土地建物の賃借料とか、備品、設備、機械等のリース料等についても幅を広げたいと思っております。ただ、大変申しわけないのですが、急ぎもう少し細かいところを今検討して、間に合わせたいと思っておりますので、骨子については以上のとおりでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今説明があったように、今年度までのものとどう変更になっていくのかなということで、ただなかなかホームページに書いてあっても、町のものがわからないと。できれば商工会を通じたりとか官民合同チームで回っている人たちにも、富岡町には国、県が主体になってやっているもののほかに、町独自のものでこういうものがありますよというのを、きちっと皆さんにわかってもらうということが必要になってくると思いますので、その辺は可能なのかどうかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、ある制度がわからないのでは融資もございませんので、今議員おっしゃられた中で可能なものについてはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） 2時25分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時25分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 123ページの復興の集いの事業で、前回より倍近い金額になっているのですが、内容的にはどのような感じになっているのか、詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

今回の場合は言うまでもなく避難指示解除を目の前にしておりますので、このままの予定でまいりますと、帰還する年という形になります。今までは広野町からバスで桜を見に行ったという状況だったのですが、今回の場合については学びの森で記念の式典をやる。一方では桜のもとで桜のイベントをやるということを考えております。2カ所でやりたいという考えを持っております。実は一昨日その内容についてプロポーザルを行って、その方向性を今検討していますので、期間がございませんが、詳細なイベントと内容については今プロポーザルで選考された業者と詰めていると。ただ、考え方としては2カ所でそういった形で進めたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、高野匠美君。

○2番（高野匠美君） 今まだ計画中と言うのですけれども、ちょっと遅いかなと思いますけれども。

あと1点、もしわかるのであれば、今帰還困難区域の除染をやって、バスで通ったりというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（菅野利行君） 帰還困難区域については、そのような考えは持っておりません。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○2番（高野匠美君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 127ページの街路灯工事費ということで上がっているのですが、こちらは新設になるのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えします。

街路灯の工事でありましてけれども、これは更新でございます。消えているものとかそういったもの

を更新するというのと、あと修理でも建てかえで対応するということでもありますので。若干中には新設の部分もございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ということは、ほとんど修繕ということ、あったところにまた新しいものという解釈でよろしいのですよね。それはそれでいいと思うのですが、やはり帰還している町民の方も大分暗いというお話も聞いていますし、まだまだ新設で街路灯が必要なところもあると思うのですが、このぐらいの予算で足りるのですか。もう少し計上する必要がなかったのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 新設のことでございますけれども、これは随時、先月もそうですけれども、欲しいというところはバランスを見まして追加している状況にあります。ここに金額が出ているのは、調査委託でございまして、金額は残りの分ぐらいはございますので、十分対応できるのかなと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 新設の工事費は入札ということで金額が出ていないと思うのですが、ぜひ帰った町民からも意見を聞いて、できる限り暗いところには新設で照明をつけていただけるようお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 町民の要望につきましても、バランスを見ながら新設する対応をしていきたいと考えます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ここでちょっとインサートします。

先ほどごみステーションの数の確認があったわけですが、この件につきまして発言を求められておりますので。

復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 先ほどの質問の中で町内のごみステーションの数ですが、帰還困難区域を除くところで233カ所、帰還困難区域で52カ所、合計285カ所になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） この件につきまして、先ほど質問された方、よろしいですか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ありがとうございます。

ぜひそれだけの数がありますので、新しく別のところに越された方もたくさんいますので、ぜひどこに捨てていいのかわからないという状況では困りますので、その辺周知徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長補佐。

○復興推進課長補佐兼除染対策係長（坂本隆広君） 町民の方がしっかりわかるように周知徹底を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

○5番（早川恒久君） はい。

○議長（塚野芳美君） それでは、128、129ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 土木費の都市計画事業費のところ、都市計画審議会の予算が計上されているということで、特に富岡の駅前地区になろうかと思うのですけれども、やはり既存の都市計画のまま動いているという部分があって、これからいろいろ町を発展させていくときに都市計画の用途地域の見直しというのが必要になってくるのではないかなと思うのですが、その辺に対してはどういうお考えしていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

現在の都市計画、特に曲田区画整理事業地内の用途地域につきましては、実は震災前に用途変更して対応していったというところがございます。その後震災を挟み、さまざま考え方、計画も変わってございますので、用途の設定については今変更するしないということではなくて、現在の用途設定とそれから計画で土地の使われ方についてのそごが出ないような形の変更も必要だと思います。その方向で検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 用途地域の変更は結構日数を要するものなので、どんどん、どんどん開発が進んでいってしまうと、後からでは逆に不公平が出てきたりとかということも考えられますので、ぜひとも早急にそういう計画を立てていただきたいと思っておりますので、要望で終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。136から137につながっている防災費の中において、これから富岡町民が戻るようになってくると思うのですが、問題はこれから町民に対しての防災、今まで富岡町は行政区を含めて防火訓練とかまたは避難所の設定とかしていたのですが、実際に行政区で避難所を設けた場合、集会所とかに設けられると思うのですが、ただ行政区によっては相当人数が減ってくる可能性があるのと、逆に避難所を設けても1人とか2人の方が集会所にいても余計不安が出てくると私は思います。その点考えるとこの前の地震のときも役場職員の方からお電話いただいて、すごく安心しました。そういう面を考えると、これからぜひとも、今すぐということではないのですが、避難所に対しての認識と散らばっている少数の町民に対しての防火的な訓練をするのかどうか、その2点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

まず、防災訓練とお聞きしたのですけれども、まず職員の訓練につきましてはことし2回ほど、また来年についても職員の防災訓練は通常訓練になりますけれども、そういう訓練は実施したいと思います。また、町民の帰町状況を踏まえて、町民参加型のそういう訓練というか、避難所の移動とか、そういう訓練なども今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番さん、今項別審査ですから、私も今項別探したが項別見つからなかった。その話は総括でやってください。項別審査ですから。

○8番（宇佐神幸一君） はい。

○議長（塚野芳美君） このページではありませんか。

11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 防犯対策事業費なのですが、新たに家庭用防犯カメラ設置事業補助金というのが項目出ていますが、これは何件ぐらい予定されているのかお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

今回予算に上げられている富岡町の家庭用防犯カメラ設置事業補助金の内容についてご説明申し上げます。この補助金につきましては、町内に居住する町民の方が安心のために防犯カメラを設置するに当たって、上限5万円の補助金を、設置した方に補助金を交付するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、黒澤英男君。

○11番（黒澤英男君） 100件程度見込まれているのですか、500万円ということは。1件当たり5万円ということは。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

今回の予算につきましては、500万円という計上をさせていただきます。100件ということで予算計上しております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） 137ページの上から2番目の委託料1,620万円についてお伺いします。どういう委託なのか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

この委託料につきましては、好間の消防屯所の委託という形、リースしておりますので、その委託料でございます。

○議長（塚野芳美君） ちょっと課長、委託料、リース料、よくその中身、もうちょっと丁寧にお話してください。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 大変申しわけないです。

この委託料につきましては、屯所の修繕工事の設計委託料です。駅前屯所及び仏浜屯所の分の曲田地区に設置する設計の委託料です。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2時39分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 委託料1,620万円よろしいでしょうか。先ほど申し上げましたとおり、屯所の修繕の工事の委託料ということで、津波で被災を受けた駅前屯所、あと仏浜屯所、その屯所を曲田地区に設置を検討することの設計委託という形です。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） わかりました。ただ、これちょっと場所が好間屯所と好間屯所の間に入っているということでちょっとわかりづらくなっているの、これは何か別の欄にするなりしてやっていただければと思います。

それで好間の屯所なのですが、こちらの使い方というのが当初は消防車両を車庫に入れて、乗りかえてあそこから富岡にパトロールに行っていたと思うのですが、現在は車両が町内に置いてあるということで、あそこにある町の車両に個人が乗りかえて行っているような形になるのですが、ただの乗りかえ場所みたいになっているのです。なので、余り意味がないものになっているのではないかと思うので、これいつまであの場所は続ける予定なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） 現在消防団に仮設住宅等々の巡回もお願いして、集合場所となっておりますし、仮設の巡回という予防消防をお願いしているところですので、集合場所としては継続した形で屯所は残すにしても建物自体、消防車両は引き揚げる形になりますので、来年度の中でちょっと消防団とも相談しながら対応について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、早川恒久君。

○5番（早川恒久君） ただの車両の入れかえであれば、例えばいわき支所に車両を置いておいて乗りかえすることもできますので、これだって地代がかかっているわけですから、少しずつそういうところは縮小していかないといけないと思いますので、ぜひ来年度できればかえるような形でお願いしたいと思いますけれども。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（渡辺弘道君） ありがとうございます。この件につきましても、しっかりと消防団と相談しながら進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

〔12番（高橋 実君）退席〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 150、151ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 152、153ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 158、159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 162、163ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 164、165ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 166、167ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 168、169ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 170、171ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 172ページ、173ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 174ページ、175ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 176ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 99ページなのですが、008の早期帰還支援事業ということで、早期帰還移転補助金というのがあるのですが、申しわけありません。先ほどこちよと質問が進んでいってしましまして、補助金の概要について教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

富岡町早期帰還移転補助金につきましては、県内外に避難している町民の皆さんが早期に町内に帰還した際に、町内での生活再建の一助として移転に要した費用を補助する制度を創設いたします。移転の補助額につきましては、県外からの帰還の場合、複数人の世帯で最大15万円、単身世帯で最大10万円。それから、県内から町内に帰還した場合には複数人世帯で最大10万円、単身世帯で最大8万円となっております。この制度は、福島県のふるさと福島帰還生活再建支援事業を活用しながら、応急仮設住宅もしくは応急仮設住宅に2年以上住まわれた方が地元へ帰還する際の移転費用として、県外から帰還する場合には県では複数人世帯で10万円、単身世帯で5万円、県内から帰還の場合には複数人世帯で5万円、単身世帯で3万円の補助を町を通じて行うことを来年度予定しております。町では移転費用がこれを超えるケースが多いと思われることから、5万円を上限に超過分を上乗せして補助することとし、新年度予算に計上いたしました。また、県の補助要件から外れるような方につきましては、町から補助を行いまして、町民間の不公平がないように考えてございます。

この事業期間につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに町内に帰還し、生活の拠点を構えた方としておりますが、この後の対応につきまして県では応急仮設住宅の供用期間中は継続するということもありまして、町もこれに連動するような形で応急仮設住宅制度が続く限りは継続する考えでございます。

なお、細かいところにつきましては、現在県のほうで対象市町村と意見交換を行いながら詳細を詰めているところでありまして、町としても県の事業計画に合わせながら要綱等の整備を今月中に行つてまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） ありがとうございます。

県の要綱ですと、今説明の中で応急仮設住宅というのがあったのですが、町では例えばそういうことではなくて家族といえる中で、親子で分かれて富岡の自宅に戻るとかという形の場合には、それは適用になっていく予定なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 帰還する際に家族と分かれた場合ですが、借り上げや仮設住宅に入っている方につきましては、全員が最終的に町に移動した時点で対象になるということで県は考えておりますので、町としても同じような考えでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今まで概要が決まっていないということでありましたのと、県のところで対象にならないところにも何とかしたいという話がありましたので、ぜひとも県の、先ほどの事業再開もそうでしたが、県のところに縛られていると対象にならない人が出てきます。でも、目的は富岡に少しでも多くの人々が帰ってくるときに楽に帰ってくるということだと思いますので、ぜひとも県の要綱に縛られないところの部分も町独自にできるような方策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） 町民間で不公平感がないような形で要綱等を整備したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） まず6年ぶりに帰還困難区域を除いて解除になりまして、富岡町はこちらに戻るようになるわけですが、この中で残された課題はここで一々申しませんが、非常に多いわけです。こういった中で29年度は百九十何億という巨額の予算を組めたことは非常にいいことであって、復興に十分ではないにしろ、大いに貢献すると思います。

問題は、自主財源が少ない中で、今後復興に対して政府で何年ぐらい財政支援があるのかというのが1点と、あともう一点は先般宮本町長は2期目の出馬表明をなされたわけですが、8月には町民の審判を受ける運びになると思いますけれども、今後4年間町長はどのような方針で、どのような構想を持って、富岡町を4年後どのような姿に持っていくのか、その抱負がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 財源の部分のお話でございます。

いつまでというところについては、私どもとしては復興創生期間中は担保されているものの、その後についてはいまだ明らかではないという中で、せんだって国と県、町で締結いたしました覚書の中で、今後も国が支援をしていくということを締結しておりますので、それをさらに確実なものにできるように町としても気を緩めることなく、要望してまいりたいと考えております。

そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 今の答弁に補足してお答えします。

国の復興財源なのですが、今復興創生期という総務課長のお話ありましたが、平成32年までの復興創生期間において被災地全体で6.5兆円の財源総額が決定されているところです。政府決定はまず大枠ではそういったところで、その先については示されているものは私はないと認識しております。ただ、今の課長の答弁に属しますが、我々この原発災害の復興を遂げるには、32年度までの復興創生期でとどまるわけではなくて、長い道のりをしっかりと歩む必要があるということでございます。いろんな場面で復興創生期だけに限らず、長期的な国のかかわり、富岡の復興の実現に至るまではしっかりと一体となってやるようなことを、あらゆる機会を通じて申し上げております。これは県も先日、確認書を取り交わした現地災害対策高木本部長もその辺は十分認識は共有していると私のほうでは理解しているというところでございますので、ご理解いただければと思います。

補足で説明させていただきました。以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 1番さんのただいまの質問に答えたいと思います。

これまで就任以来、富岡町の避難している町民の方々の生活の再建を初め、復旧復興事業に全力で、全精力を注いでまいりました。この間さまざまな国、県のご支援をいただきながら、インフラ整備を初め最低限のライフラインの整備もできたのかなと。そして4月1日の一部避難指示解除のめども立った中で、これから困難区域の再生という大きな仕事、これが富岡町では今まで避難解除になった町村と大きく変わるところがここだと思えます。そしてこの困難区域の再生、富岡町の戻られるだろう町民の数というものが、今ほど皆さんもご承知のように意向調査の中で16%ということでございますから、新たな富岡町を創生していく必要があるだろうということを考えておまして、今回もう既に種をまきました復興団地、産業団地などなど、これらが完成するにはまだこれから3年はかかります。そういう意味ではこれらの壮大な目標がありますから、2期目の出馬というものを決意したところでございます。

今後まだまだ町民の方に、本来であれば町そのものの10年後、20年後という見据え方をして長期計画を立て、そしてそれを3年ごとに見直しをしてということを進んでいくのだと思えますけれども、今置かれている富岡町というのはこの4月の解除、そして本当に1年先にこれだけの人間がきちっと戻ってくるという確約がありませんから、これらについてはその都度都度、町民に対する支援、そして戻られるであろう方ばかりではなくて、富岡町には戻らないという57%の方もいますから、この方々の支援というものをどこまで拡充できるか、その辺をきちっと見きわめてやってまいりたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 財源問題ですけれども、副町長から説明がございまして、32年度以降もまだ

まだ復興は道半ばでございますので、しっかり今後とも確保できるように引き続き努力をお願いしたいと思います。

それから、町長の発言でございますが、我々議員とか役場職員は休みなしで一生懸命無我夢中でやっている姿はわかっております。しかし、審判をするのはあくまで町民ですので、希望を持って町民が帰ってきたり、あるいは帰れなくても生活の再建ができるような施策というものをしっかり打ち出して、審判をクリアして1期目以上に立派な業績を残していただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 齊藤副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ありがとうございます。お答えいたします。

最初の質問でしっかりと財源の確保ということで、我々も肝に銘じて国等と今後とも当たっていきたいと思います。

ひとつ考え方としては、要望を出すいろんな場面で申し上げるといのはそうなのですが、福島復興再生特措法という法律に位置づける、法律で担保するというのが一番間違いないです。閣議決定とかではなく、法律というのが一番いいです。そういった意味では今回特措法が今国会審議で困難区域をしっかりと再生することと、イノベーションコスト構想を新たな産業の創出とか雇用、そういったものをしっかりと法律に位置づけてやっていくという大きな流れが出てきております。そういった法的位置づけを担保するというのが一つの手段だと思っておりますが、そんなことを含めながら町民の皆さんにも安心して復興を遂げるという姿勢が示されるように、役場としてもしっかりと県等と連携しながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 富岡町の今後の再生については、さまざまな見方があろうかと思いますが、基幹産業である農業の再生も必要でありますし、それから若い人に戻っていただくためには企業の誘致も必要だと思います。それから、何といても若い人たちが帰ってくることによって学校の再開というものも大きな富岡町の課題だと思います。これらについては30年の4月には学校の再開はしたいと考えてはおりますが、さまざまな形で皆さんにもその都度相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 4月1日解除について、私は低線量被曝、そういった観点から反対をした人間だったのですが、やはりこれからも線量については環境省任せではなくて、今度は本格除染とかフォローアップ除染が終わって、私らが持っている資料というのはほとんど環境省発表の資料ばかりなのです。それで富岡町役場もいろんな課が線量については担当していたのだけれども、今回一本化されるということで、委員会でも何度もやかましく、厳しく私も質問してきたのですが、この場をおか

りして一度フォローアップ終わったところも町独自の調査、これを密にして空間線量、土壌調査、それでやはり町から環境省にここはこんなに高いのだよと。なかなか環境省は持っているデータをオープンにしてくれないから、やはり疑ってしまうのです。オープンにしてしまうと住民が戻ってこれないからオープンにしないのかななんて思ってしまうので、コンクリートのひび割れとか雨どいの下だけではなくて、終わったと言われるところの全てのある程度の地区を、これは役場職員がそれをやるということになれば、かなり人手不足の中大変ですから、できれば外注でも結構ですから、そういうデータをきっちりとして、環境省に町からここやってくれという体制がとれるようにしてもらいたいのですが、そういったことにも予算を割いてもらいたいと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） ありがとうございます。今議員からありましたが、一本化することによってのメリットというのを十分に出しながら、今議員言われたこと、予算がなければ当然補正ということになるかと思いますが、進めていくようにしたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 平成29年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日3月9日は議案調査のため休会とし、明後日3月10日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時04分）

平成29年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成29年3月10日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第38号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第38号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算

議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

追加日程第2 議案第48号 工事請負契約の変更について

日程第3 委員会報告

1、総務常任委員会報告

2、産業復興常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

○出席議員（13名）

1番	渡辺英博君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	堀本典明君
5番	早川恒久君	6番	遠藤一善君
7番	安藤正純君	8番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君
14番	塚野芳美君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	佐藤臣克君
参事兼 総務課長	伏見克彦君

企 画 課 長	林	紀 夫 君
税 務 課 長	三 瓶	雅 弘 君
参 事 兼 健康福祉課長	猪 狩	隆 君
住 民 課 長	植 杉	昭 弘 君
参 事 兼 安全対策課長	渡 辺	弘 道 君
参 事 兼 産業振興課長	菅 野	利 行 君
復 旧 課 長	三 瓶	清 一 君
教育総務課長	石 井	和 弘 君
いわき支所長	小 林	元 一 君
拠点整備課長	竹 原	信 也 君
統括出張所長	三 瓶	直 人 君
参 事 兼 生活支援課長	林	志 信 君
総務課長補佐	遠 藤	博 生 君
復興推進課長兼 補除染対策係長	坂 本	隆 広 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長 庶 務 係	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 任 庶 務 係 主 任	藤 田 志 穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 黒 澤 英 男 君

12番 高 橋 実 君

の両名を指名いたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、3月8日、町長より緊急を要する事件として議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて及び議案第48号 工事請負契約の変更についてが提出されました。同日に議会運営委員会を開会していただき、両議案とも急施の事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

○追加議案の提案理由の説明

○議長（塚野芳美君） ここで追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。それでは、追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて並びに工事請負契約の変更についての2件であります。

まず、副町長選任の同意の件につきましては、齊藤紀明現副町長から3月31日付で辞職したい旨の届け出があったことから、福島県に対し新たに副町長の派遣を要請いたしましたところ、今般派遣決定をいただきましたので、追加で提案をさせていただくものであります。

また、工事請負契約の変更につきましては、曲田土地区画街路4号線JR跨線橋橋台建設工事にお

いて、次年度からの桁架設に向け、早急に対応しなければならない案件が発生したため、今回本工事にかかわる契約変更について追加提案させていただくものであります。

なお、内容の詳細につきましては、議案審議の際にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○日程の追加

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

これらの件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2として日程を変更し、追加日程第1については直ちに議題とし、追加日程第2については日程第2の後に議題にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについてを追加日程第1として、議案第48号 工事請負契約の変更についてを追加日程第2として日程に追加し、それぞれ日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時02分）

再 開 （午前10時03分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（塚野芳美君） 追加日程第1、議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） それでは、議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

現副町長の齊藤紀明氏が3月31日付で辞任されることから、本日高橋浩一氏を副町長に選任いたし

たく、ご同意をお願いするものであります。高橋浩一氏は現在福島県総務部財政課に勤務され、県財政の企画取りまとめに携わっており、年齢は43歳、東北大学法学部を卒業されております。これまで相双地方振興局企画振興部地域振興課を振り出しに、相双建設事務所用地課、議会事務局政務調査課、保健福祉部保健福祉総務課など幅広い職務を歴任されており、県庁内においてもその力量が高く評価されているところであります。また、平成17年4月から平成19年3月まで本宮市に勤務し、市町村行政にも精通されております。

本町においては4月に避難指示が一部解除された後も徹底した除染による線量の低減はもとより、帰還困難区域の再生、イノベーションコースト構想のさらなる具現化、安定的な財源の確保など、これら直面するさまざまな課題解消に向けた取り組みや新たな政策に今後とも県との連携を一層深めるとともに、国の継続支援を確実なものにしながら、引き続き対応していく必要があります。これまでの豊富な人脈と知識、経験をいかんなく発揮していただき、一部避難指示解除後の本町の本格復興を着実に進め、本町の置かれている厳しい現状を打開していくため、高橋氏を本町の副町長としてお迎えしたく、ご提案した次第でありますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 富岡町副町長の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、2番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成11票、反対1票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○副町長就任の挨拶

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまご同意をいただきました高橋浩一さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時18分）

再 開 (午前10時19分)

〔副町長(高橋浩一君)入場〕

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

それでは、高橋浩一さん、ご挨拶をお願いいたします。

〔副町長(高橋浩一君)登壇〕

○副町長(高橋浩一君) ただいま副町長の選任につきましてご同意をいただきました高橋浩一でございます。

もとより微力ではございますけれども、富岡町の復興、町勢発展のため、町長の意を体し、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(塚野芳美君) ありがとうございます。それでは、ご退場ください。

〔副町長(高橋浩一君)退席〕

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第38号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長(植杉昭弘君) おはようございます。それでは、議案第38号、平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

29年度予算は、本年度同様、保険税一部負担金の免除が継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,679万4,000円とするもので、予算総額の前年度との比較において1億1,447万7,000円、率にして3.33%の減、歳入歳出の内容はともに今年度同様となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。179ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、税の免除を継続するものとして現年度分については存目で8,000円を計上し、一般被保険者及び退職被保険者に係る滞納繰り越し分89万9,000円と合わせて90万7,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料6,000円を計上しております。

第3款国庫支出金17億4,735万9,000円は、第1項国庫負担金において療養給付費等に係る国庫負担金として4億6,143万円を計上、第2項国庫補助金において財政調整交付金4億9,902万5,000円を、災害臨時特例補助金については一部負担金及び保険税免除措置に対する財政支援分として7億

7,446万8,000円を計上、国保制度関係業務準備事業費補助金は平成30年度からの国保制度改正に伴う準備事業の補助金として1,243万6,000円を計上し、合わせて17億4,753万9,000円の計上をしております。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金2,099万8,000円を計上しております。

第5款第1項前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る交付金として3億9,559万6,000円を計上しております。

第6款県支出金1億8,106万5,000円は、第1項県負担金において高額医療費共同事業交付金及び特定健診等負担金として1,884万2,000円を計上し、第2項県補助金において療養給付費等に係る財政調整交付金として1億6,222万3,000円を計上しております。

第7款第1項共同事業交付金7億6,071万5,000円は、高額医療費共同事業交付金として5,153万8,000円を計上し、保険財政共同安定化事業交付金においては7億917万7,000円を計上しております。

第8款財産収入、第1項財産運用収入は、基金積立金預金利子として3,000円を計上しております。

第9款繰入金1億7,742万2,000円の内容は、次ページの180ページをごらんください。第1項他会計繰入金において、保険税軽減相当額等繰入額、職員給与費等繰入金などの一般会計からの繰入金として1億7,742万1,000円を計上し、第2項基金繰入金を存目で1,000円の計上とするものです。

第10款第1項繰越金は、存目で2,000円を計上しております。

第11款諸収入272万1,000円の内容は、第1項延滞金、加算金及び過料においてそれぞれ存目で合わせて5,000円を計上し、第2項預金利子においても存目で1,000円、第3項受託事業収入において後期高齢者の健診に係る受託料として270万8,000円を計上、第4項雑入においては第三者納付金や返納金及び雑入など全て存目とし、合わせて7,000円を計上したもので、歳入合計では32億8,679万4,000円となったものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。181ページをごらんください。第1款総務費5,097万8,000円は、第1項総務管理費として職員給与費や一般管理事務諸経費及び県国保連合会負担金などで4,937万8,000円を計上し、第2項徴税费においては徴税に係る事務諸経費として100万3,000円を計上、第3項運営協議会費は、国保運営協議会の運営経費として32万7,000円を計上し、第4項趣旨普及費において広報活動に要する経費として27万円を計上したものであります。

第2款保険給付費20億4,538万4,000円は、第1項療養諸費では免除措置の継続により一般及び退職被保険者に係る一部負担金を含めた保険者負担額など20億2,384万9,000円を計上しており、第2項高額療養費においては一般及び退職被保険者に係る高額療養費として112万3,000円を計上、第3項移送費は存目として2,000円を計上し、第4項出産育児諸費については1,891万円を計上、第5項葬祭諸費において150万円を計上したものです。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金として2億8,529万8,000円を計上しております。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、前期高齢者支援金として100万円を計上したものです。

第5款第1項老人保健拠出金は、老人保健医療に係る事務費拠出金等として5,000円を計上しております。

第6款第1項介護納付金は、社会保険療養報酬支払基金への介護納付金として1億3,245万5,000円を計上いたしております。

次ページ、182ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金6億9,015万1,000円、共同事業に係る国保連合会への拠出金は、高額医療費共同事業分として6,484万2,000円を計上し、保険財政共同安定化事業分として6億2,530万9,000円を計上しております。

第8款保健事業費3,209万7,000円の内容は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査の実施に係る事業費として2,528万2,000円を計上し、第2項保健事業費では健康増進事業並びに医療費適正化事業として681万5,000円を計上しております。

第9款第1項基金積立金は、国保支払準備基金の利子分として5,000円を計上しております。

第10款諸支出金7,000円は、第1項償還金及び還付加算金において存目により6,000円を計上、第2項繰出金も存目で1,000円の計上しております。

第11款第1項予備費は、歳入歳出額調整のため4,941万4,000円を計上し、歳出合計を32億8,679万4,000円とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、一般会計予算と同様に歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、186ページをお開きください。186、187ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 196、197ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 198、199ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 200、201ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 202、203ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 204、205ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 206、207ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 208、209ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 210、211ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 214、215ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 216、217ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 218、219ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括でお伺いいたします。総括ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第38号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

223ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料は、特環下水道使用料及び下水道使用料滞納繰り越し分それぞれ1,000円の存目計上。

第2款繰入金3,031万5,000円は、下水道施設の維持管理費、下水道整備費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第3款繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第4款諸収入は、第2項町預金利子、第3項雑入についてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入総額は3,032万円となっております。

224ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費1,895万円は、蛇谷須浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る特環下水道維持管理費1,545万円、管渠調査汚水ます設置に係る特環下水道整備事業費350万円であります。

第2款公債費1,037万円は、特環下水道事業債元金償還金960万3,000円、同利子償還金76万7,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の100万円の予算計上であり、歳出総額は3,032万円となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

228ページをお開きください。228、229ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 236。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしと認めます。質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

239ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金662万4,000円は、災害公営住宅等の受益者負担金62万3,000円、富岡駅前の曲田土地区画整理事業に伴う管渠整備工事に係る工事負担金600万円及び受益者負担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上であります。

第2款使用料及び手数料、1項使用料200万1,000円は、公共下水道使用料200万円及び下水道使用料滞納繰り越し分1,000円の存目計上。第2項手数料、督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫支出金6,760万円は、公共下水道災害復旧に係る公共下水道事業補助金（一般分）です。

第4款繰入金6億3,647万5,000円は、下水道施設の維持管理費、災害復旧事業費、給与費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についてもそれぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は7億1,270万5,000円となっております。

240ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費2億9,370万8,000円は、富岡浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る公共下水道維持管理費8,932万6,000円、富岡駅前の曲田土地区画整理事業に伴う管渠整備工事や汚水升設置工事に係る公共下水道整備事業費1,850万円、帰還困難区域内の復旧に係る災害復旧事業費1億6,630万1,000円、災害復旧等従事職員の給与費1,958万1,000円であります。

第2款公債費4億1,399万7,000円は、公共下水道事業債元金償還金3億3,117万3,000円及び同利子償還金8,282万4,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の500万円の計上であり、歳出総額は7億1,270万5,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

244ページをお開きください。244、245ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

259ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金15万5,000円は、汚水升新規設置による受益者負担金15万4,000円、受益者分担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料5万1,000円は、農業集落排水施設下水道使用料5万円及び下水道使用料滞納繰り越し分1,000円の存目計上。第2項手数料についても、督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金1億5,957万1,000円は、過年度分の農業集落排水事業補助金であります。

第4款繰入金1億4,090万4,000円は、農業集落排水施設の維持管理費、災害復旧事業費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についてもそれぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は3億68万6,000円となっております。

260ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費1億1,230万6,000円は、上手岡浄化センター、小良ヶ浜浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る集落排水維持管理費5,590万6,000円、汚水升設置等に係る集落排水建設事業費500万円、小良ヶ浜地区舗装本復旧に係る集落排水災害復旧事業費5,140万円であります。

第2款公債費7,920万9,000円は、集落排水事業債元金償還金6,396万8,000円、同利子償還金1,524万1,000円であります。

第3款諸支出金1億817万1,000円は、過年度分の歳入見込みがあり、一般会計へ繰り出しするものであります。

第4款予備費は、前年度同額の100万円を計上し、歳出総額は3億68万6,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

264ページをお開きください。264、265ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 266、267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 272ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

平成29年度における当該特別会計における予算額といたしましては、歳入歳出の予算としましてそれぞれ総額3億1,136万4,000円を計上したところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。275ページをごらんください。第1款第1項繰入金であります。本予算につきましては今年度実施する事業費などに係る歳出予算額を賄うための一般会計繰入金であり、第2款繰越金、第3款諸収入及び第4款財産収入を控除した額としまして3億1,136万1,000円を計上しております。

また、第2款繰越金といたしましては第1項繰越金、第3款諸収入としましては第1項町預金利子、第4款財産収入としましては第1項財産売払収入、これは保留地処分金であります。これら各項の予算といたしまして、それぞれ存目費として1,000円を計上したところであります。

以上より、当該会計の本年度歳入予算額は第1款から第4款までの収入見込みにより3億1,136万4,000円となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。276ページをごらんください。今年度の当該特別会計での歳出予算で賄う主な事業は、JR富岡駅前交通広場に隣接する街区と街路、駅前周辺の新公園の一部及び第1期分の町駐車場などの整地及び整備であります。

まず、第1款第1項事業費でございますが、本予算につきましては土地区画整理事業整備費として調査設計委託料、街路整備工事費、維持管理工事費及び整地工事費の合計として2億5,300万円を計上し、新設する街路への上水道本管施設及び下水道本管施設を整備するための所管課などへの工事負担金といたしまして、上下水道工事負担金3,100万円を計上しており、また29年度の工事予定箇所支障となる電柱等の移転費用としまして移転補償費を900万円計上したところであり、土地区画整理事業整備費としましては総額で2億9,300万円となっております。また、第1款事業費には、これらの整備事業に係る事務諸経費及び給与費として、土地区画整理審議会の開催費用や旅費などの土地区画整理事業諸経費で254万5,000円を計上し、給与費として職員2名分の給料、職員手当及び共済費などで1,571万9,000円を計上し、当該事業費といたしましては3億1,126万4,000円を計上したところであります。

次に、第2款第1項予備費でございますが、本予算につきましては既定の予算で賄えないなどの応急的な予算として、昨年同様10万円を計上させていただいたところであります。

以上、歳出予算としましては、第1款事業費、第2款予備費の合計額で3億1,136万4,000円となったものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

280ページをお開きください。280、281ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 282、283ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 1点確認なのですが、区画整理の工事でまた駅前等の工事があるわけですが、今年度大分くいでいろいろと追加、追加ということがあったのですが、これから新しくやるときには今年度の反省を踏まえて、建物とか工作物ができる下のところというのはきちっと事前に調査をするということが必要かと思うのですが、その辺に関するボーリングとか地盤の調査のものというのはきちっと予算計上されているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

29年度当初予算におきましては、建築物の設計調査、設計委託費は計上しておりますので、工事自体は土木工事が主であり、建築工事ではないということで、本年度の精査を行いまして、調査設計費において十分に調査を行い、変更が起きないような対応をしてみたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○6番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、284、285ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 286、287ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了します。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前 1 1 時 0 0 分）

再 開 （午前 1 1 時 1 5 分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算の内容についてご説明をさせていただきます。

今回の予算は、震災による避難が長期化する中で、要支援や要介護者の認定者数には落ちつきが見られるものの、居宅介護サービス及び地域密着型サービス受給者の伸びから、前年度当初予算比率で11%増、金額にして1億6,516万1,000円の増となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億8,200万6,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。291ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料は、現年度普通徴収分として2,000円を存目計上するものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料及び督促手数料として2,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金の合計額7億3,499万4,000円の内訳は、第1項の国庫負担金が介護給付費負担金として2億4,005万7,000円、第2項の国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金、そして被災による被保険者の保険料の免除措置に対する財政支援の延長による災害臨時特例給付金として4億9,493万7,000円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億7,756万8,000円を計上しております。

第5款県支出金の合計額1億9,198万9,000円の内訳は、第1項県負担金が介護給付費負担金として1億8,143万7,000円、第2項県補助金が地域支援事業交付金として1,055万2,000円を計上しております。

す。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、利子及び配当金として2,000円を計上しております。

第7款繰入金の合計額2億7,744万3,000円の内訳は、第1項他会計繰入金が一般会計から介護給付費及び職員給与費として2億4,544万3,000円を繰り入れするものです。第2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として3,200万円を繰り入れするものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

292ページをごらんください。第9款諸収入、合計額5,000円の内訳は、第1項延滞金、加算金及び過料、そして第2項預金利子としてそれぞれ1,000円を存目計上しております。また、第3項雑入は第三者納付金及び返納金で3,000円を計上しており、歳入合計15億8,200万6,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。293ページをごらんください。第1款の総務費、合計額7,399万5,000円の内訳は、第1項総務管理費が一般管理費及び職員給与費の経費として5,680万9,000円、第2項徴収費は保険料の賦課徴収費用に係る経費として35万9,000円、第3項運営協議会費は事務諸経費として57万1,000円を計上しております。第4項介護認定審査会費は、認定審査に係る経費として1,625万6,000円を計上しております。

第2款保険給付費14億3,638万3,000円の内訳は、第1項介護サービス等諸費が介護認定者の保険給付分として13億6,923万4,000円、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者等に対する保険給付分として2,631万1,000円、第3項その他の諸費は、審査支払手数料として130万4,000円、第4項高額介護サービス等諸費は、給付費として213万2,000円を計上、第5項特定入所者介護サービス等費は、低所得者の特定入所者に対する給付分として3,620万2,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費は、給付費として120万円を計上しております。

第3款地域支援事業費7,061万9,000円の内訳は、第1項介護予防事業費が高齢者施策事業費として5,574万6,000円、第2項包括的支援事業費が包括支援事業等に係る人件費等の経費として1,487万3,000円を計上しております。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、利子積立金として4,000円を計上しております。

第5款諸支出金、合計額5,000円の内訳は、第1項償還金及び還付加算金が第1号被保険者の過年度還付金、加算金、償還金として3,000円。294ページに移りまして、第2項延滞金及び第3項繰出金は、それぞれ1,000円を存目計上しております。

第6款予備費、第1項予備費は100万円を計上し、歳出合計を15億8,200万6,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

298ページをお開きください。298ページ、299ページ、ございませんか。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 300、301ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 302、303ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 304、305ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 306、307ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 308、309ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 310、311ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 312、313ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 314、315ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 316、317ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 318、319ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 320、321ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 322、323ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 324、325ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 326、327ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 328、329ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了いたします。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、保険料、医療費一部負担金の免除が継続されることとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,125万8,000円とするもので、前年度との比較において18.4%、644万円増、歳入歳出の内容はともに今年度と同様となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。333ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、免除措置の継続により存目で3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、納付証明及び督促手数料として存目で2,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般管理費等の事務費繰入金895万4,000円及び保険基盤安定繰入金3,228万9,000円を合わせて4,124万3,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は、存目で1,000円を計上しております

第5款諸収入9,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項償還金及び還付加算金、第3項預金利子、第4項雑入、全て存目として9,000円を計上したもので、歳入合計は4,125万8,000円となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。次ページ334ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において一般管理費の事務経費865万6,000円を計上し、第2項徴収費において徴収

に係る事務経費として29万8,000円を計上し、総額895万4,000円としたものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金として3,229万2,000円を計上しております。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において、保険料還付金を存目で1,000円、還付加算金を5,000円、第2項繰出金は、存目1,000円の合わせて7,000円を計上しております。

第4款第1項予備費は5,000円を計上し、歳出合計を4,125万8,000円としたものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

338ページをお開きください。338ページ、339ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 340、341ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 342、343ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 344、345ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

初めに、大玉仮設診療所については、平成28年度で閉所いたすところではありますが、28年度からの診療報酬等の繰越金が発生することから当初予算を計上し、9月で決算をいたすとともに、条例等の廃止を行っていくものでございます。ご理解いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出の予算総額は、前年度に比べ2,115万3,000円減の歳入歳出それぞれ600万1,000円とするものであります。

それでは、349ページをごらんください。歳入についてご説明いたします。第1款繰越金、第1項繰越金600万円については、平成28年度決算見込みによる繰越金であります。

第2款諸収入、第1項預金利子は1,000円を存目計上し、歳入総額を600万1,000円とするものであります。

350ページをごらんください。次に、歳出についてご説明申し上げます。第1款諸支出金、第1項繰出金は一般会計の繰出金として590万1,000円を計上しております。

第3款予備費、第1項予備費は、国保連合会への返還金を見込み10万円とし、歳出合計総額を600万1,000円といたすものであります。

説明は以上でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、大玉仮設診療所の終了に伴いまして、診療所患者の健康管理に努めるために患者の聞き取り調査による紹介状を作成し、近隣の本宮市及び二本松市の医療機関へ患者引き受けのための協力依頼を行ってまいりました。また、町事業として関係機関と連携を図りながら、大玉地区におきましては高齢者のひとり暮らし、独居宅の巡回訪問に加え、毎週水曜日には健康サロン、保健師による講話やお茶会、レクリエーション等を行い、富岡町とのつながりをしっかり継続してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

354ページをお開きください。354ページ、355ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 356、357ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 358、359ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 360、361ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 362、363ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

当事業は、介護予防マネジメント、総合相談と支援、権利擁護等の包括支援事業や要支援の方々のサービス計画を作成する事業であり、歳入歳出予算の総額は前年より37万2,000円増の歳入歳出それぞれ687万3,000円とするものであります。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。367ページをごらんください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、計画策定収入金といたしまして637万1,000円を計上しております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として50万円を計上しております。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項雑入につきましては、それぞれ1,000円を存目計上し、歳入合計を687万3,000円といたすものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。368ページをごらんください。第1款の介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、計画作成委託料といたしまして637万2,000円を計上いたします。

第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上し、第3款予備費、第1項予備費につきましては50万円を計上し、歳出合計を687万3,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

372ページから375ページまで、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 工事請負契約の変更について

○議長（塚野芳美君） 追加日程第2、議案第48号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 議案第48号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、曲田都市計画街路4号線JR跨線橋橋台建設工事の変更に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第48号 工事請負契約の変更についての内容をご説明申し上げます。

議案第48号、別紙資料1をごらんください。工事請負契約の変更に係る工事請負契約変更契約書です。今回の工事請負契約の変更を行おうとする工事の名称は、曲田都市計画街路4号線JR跨線橋橋台建設工事です。工事の請負者は、鉄建建設株式会社東北支店執行役員支店長、谷口和善です。

第1条に係る内容については、後ほど詳しく別紙資料にてご説明させていただきたいと思いますが、概要といたしましては、橋脚建設箇所において従前の構造物に使われていたと推測されるコンクリートぐい埋設されていたため、この支障物件の撤去に係る工事等を追加した変更設計図書となっております。

第2条においては、これらの工事の変更内容に係る工事請負代金の額として、税込みの金額といたしまして904万7,160円を増額する旨を記載しております。

第3条の工事完成期日には変更がないため削除としてあります。

第4条には、本契約の成立は、町議会の可決をもって成立する旨を記載しております。

次に、議案第48号、別紙資料2をごらんください。今回の変更に係る概要になります。図面の左中ほどに緑色の円で囲った箇所が今回の変更箇所であります。また、同円から矢印でお示ししている図面が同箇所を上から見たものであり、近くの囲み線が土どめ矢板の位置であります。また、中の小さな円が本地に建設する橋脚を支えるくい位置であり、全部で25本を打ち込む計画であります。今回上部中央の赤で着色したくいの打ち込みを始めたところ、本ぐいの周りに青丸の位置で4本のコンクリートぐいが出てきたことにより、これを撤去する必要が生じました。このことより図面右端の概要図にありますケコム工法による既設ぐいの撤去法を新たに追加変更することとしたものであります。

なお、この支障となったコンクリートぐいについては直径が25センチメートルであり、震災前本箇所上部にあったものは、JRの電気室と思われますが、この電気室にかかる残りのくいは既定どおり施工できたこと、またJRに問い合わせても不明とのことであったため、支障物件の直接施工として撤去することとしたものであります。

次に、黄色に着色したくいについての変更をご説明させていただきます。本工事においては、当箇所の橋脚及び両隣の橋台の3構造物を建設するものとして、昨年5月24日に請負契約を締結し、工事を進めていたところ、くい長さの不足が判明し、昨年12月14日、第1回の変更契約を締結し、現在まで工事を進めてまいりました。今回黄色に着色したくいにつきましては、前回の変更の基礎となりました先行的に打ち込んだくいであり、このくいについては現場で不足の継ぎぐいを行い、その後再度くい打ち機による打設を行わなければならないことより、くいの継ぎ足しを行うため直径2メート

ルの円形筒型の土どめ溝を設置する工種を新たに追加変更することとしたものであります。

本工事は総重量1,430トンを支える重要な構造物であり、今後とも安全第一に慎重かつ確実に施工してまいりますので、議員各位のご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに第1委員会室において総務常任委員会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第2委員会室で、終わりましたら、議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第7号、平成29年3月10日、富岡町議会議長、塚野芳

美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月10日午前11時52分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 企画課に関する件、(4) 税務課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 住民課に関する件、(7) 教育委員会に関する件、(8) 出納室に関する件、(9) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、7人、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第8号、平成29年3月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月10日午前11時52分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告します。

記、1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 安全対策課に関する件、(7) 生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第9号、平成29年3月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、3月10日午前11時55分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第10号、平成29年3月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月10日午前11時56分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第11号、平成29年3月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月10日午前11時58分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、12名、全員です。欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔議長、1番〕と云う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成29年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時10分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成29年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 黒 澤 英 男

議 員 高 橋 実